

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第36号 令和3年度光市一般会計補正予算(第2号) (教育委員会所管分)

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

10ページの下段、文化財保護事業ということで、文化財とはというところの説明を聞いてええですか。

○国広文化・社会教育課長

文化財保護事業につきましては、指定文化財の活用事業、史跡石城山神籠石保存活用事業、埋蔵文化財の保存活用事業、文化財審議会の運營業務がこの予算の中の文化財保護事業の中に組み込まれています。

○河村委員

今朝の新聞にもあったんですが、今の鹿野の漢陽寺の庭が文化財のという話が出てまして、普賢寺の雪舟庭についても以前からいろいろお話をさせていただいているんですが、文化財に登録してあるんかいね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○国広文化・社会教育課長

普賢寺の庭園につきましては、県の指定記念物名勝ということで、平成6年の5月2日に指定になってございます。

○河村委員

漢陽寺のやつは、昭和に造ったお庭なんですけど、50年で何かそういった今は認定する制度があったりするらしいんで、ぜひそういった評価のあるものについては、評価のあるような形での指定をお願いをしたらなと思います。

それと、ちょっともう一点お願いだけしておきますが、成人のつどいの記念品、前年度、令和2年度の成人式の記念品じゃろうと思うんですが、546人とやや数が多いかったというのがまず一つ。

ちゅうのは、卒業生でいくと大体400ぐらいなんで、よそから編入されている方、あるいは、卒業生であっても市外に出ていった方についても、じゃ送ろうかと、こういう話なんだろうと思うんですが、送る方法として送料を使うというところが今どうかなど。その配布方法としたら、各中学校にお願いして配布をすとか、何かいろんな方策を考えて、それでも行き渡らない人には送るというような形で進めていただいたらいいがな

と思いますので、お願いをしておきます。

○国広文化・社会教育課長

このたびの送料につきましては、全成人対象ということで予算を計上させていただいております。これからの成人のつどいについても、DVD等の記念品等考えられますが、送料については検討していきたいと考えております。

○仲小路委員

先ほど歳入の6ページのところの学校施設環境改善交付金が3分の1になっておりますけれども、先ほどの8,000万円と2,252万8,000円の3分の1になっていないんですが、この辺の計算の根拠をお知らせいただきたいと思います。

○升教育総務課長

歳入の学校施設環境改善交付金についてのお尋ねをいただきました。

こちらの交付金は、議員お示しのとおり、補助率は3分の1となっております。単純に工事費にかけるということで出るという場合もございますけれども、この交付金は、補助単価というものが定められております。こちらにつきまして、今年度で言えば、約30万円の補助単価となっております。

一方、工事費につきましては、設計を行いまして、その設計の結果を計上しております。したがいまして、工事費で計上している額の3分の1をそのまま計上するのではなく、工事費の歳出については設計に基づいた額、歳入については補助単価に基づいて計算した額ということで、きっちり3分の1になっていないということでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○中村委員

その他で伊藤公の資料館のことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

このたび4月から映像のリニューアルをして放映されていると思いますけれども、入館者数の推移などを教えていただければと思います。

○国広文化・社会教育課長

4月以降の伊藤公資料館の入館者数の推移ということでございます。

4月7日に県知事より新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたメッセージが県民に向け出され、また5月18日から6月18日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策期間となり、団体での入館がほとんどなく、一般個人の入館がほとんどという状況でございました。

4月の入館者については508人であり、令和2年度においては、コロナウイルスで休館という扱いをしていましたので、令和元年度と比較をさせていただきますけれども、ほぼ団体客を除いた人数でいけば同数の入館者がございました。

5月は、先ほど申しました1か月全てが新型コロナウイルスの感染拡大防止集中対策期間等となり、入館者は337人とどまりました。

令和元年度の5月の入館者は、833人という状況でございました。入館者の減が顕著に見られた次第でございます。

今現在の入館者数の推移については、以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。でも、コロナ禍の中でそれだけ来ていただけるというのは、僕的にはすごいいいことだと思っております。もう一点なんですけど、リニューアルについてPRをされてきたと思うんですけども、どのようなPRをされてきたか、ちょっとお願いしたいと思います。

○国広文化・社会教育課長

映像のリニューアルのPRということで、どのようなPRを行ってきたかと申しますと、PRについては、テレビ局、ラジオ局、新聞や情報誌等のマスコミに積極的に売り込みを行い、テレビ局、ラジオ局等で番組の中で取り上げていただいたというようなことがございます。

また、山口県内の全小中学校の児童生徒に、このたびの映像リニューアルのチラシを配布をさせていただきました。

それから、光市のホームページやInstagramにPR動画を掲載するなど、それからまた、各施設にポスターを掲載するPR活動を行ってまいりました。

本来であれば、直接いろいろな場所に出向いてPRすることが非常にふさわしいと思いますけれども、このような状況で困難な状況であったのが現状でございます。

今後は、9月2日の伊藤博文公の誕生日の日から企画展の開催を予定しております。このたびの映像リニューアルが企画展における起爆剤になるとも考えておりますので、今後も積極的にPRを行っていきたいと思っております。

以上です。

○中村委員

このコロナ禍の中でPRの仕方としては、十分できているのではないかと思います。

そのおかげで、これだけコロナ禍の中でも来られているのではないかと、私的にも思っております。

あと、ナレーターのほうを、とても有名な方がされたということを聞いておるんですけども、その効果的なものが分かればお願いいたします。

○国広文化・社会教育課長

ナレーターには、アニメーションの声優等でも非常に人気のある水樹奈々さんを起用した次第でございます。

このような状況で入場者の伸び悩みはあるものの、4月の入館者を見てみますと、高校生以下の入館者が、令和元年度を上回っておる状況でございます。こちらは、その声優の方の効果もあるのではないかと考えております。

また、伊藤公資料館に問い合わせとしまして、水樹奈々さんのナレーションの声を聞くのが目的の方から、放映時間はいつなんでしょうかとか、水樹奈々さんは、その映像の中に出演されておられるんでしょうかとか、そういった問い合わせもいただいております。ある一定の効果はあったと考えております。

以上です。

○中村委員

私個人としましては、水樹奈々さんとか、余り声優のほうは詳しくなくて知らなかったんですけども、今、課長のほうが言われるように、とても数的にも効果はあったんじゃないかと、あのコロナ禍の中でこれだけ来ていただけるということは、起用してよかったんじゃないかと考えております。

イベントというのは、結構、次から次にやらないといけないもので、やっぱり間が空くと、ちょっと間が空いてしまうので、ちょっとこの今コロナ禍の中ではありますが、今課長が言われた9月2日からまたイベントをされるということで、とても楽しみにしております。大変ですが、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○仲小路委員

失礼します。まず2点ありまして、1点は高校生の通学に関してですけども、今事例としまして、光駅からすぐ左に曲がりまして、ずっと郵便局の前を通過して島田川に突き当たる道がありますけれども、あそこは今通学路になっていないように聞いたんですけど、自転車の場合。その辺は、確認されていますでしょうか。

○原田学校教育課長

今、お尋ねの御質問については、小中学生の通学路ということ、それとも高校生のということですか。

○仲小路委員

高校生の特に自転車の通学路で。

○原田学校教育課長

高校生の通学路につきましては、高校、あるいは県の教育委員会の管理ということになりますので、光市教育委員会では確認ができていないところでございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで実際に、あそこを特に暗い時間にスピードを出して高校生が帰っている状況がよくありまして、非常に危険な状況が確認されておりまして、昨年も高齢者の自転車と接触事故がありまして、その方も転倒して、命には別状ありませんでしたけれども、縫うというふうな、そういうこともありまして、その辺について、情報としては入ってはいないかと思えますけれども、非常に大事なことでもありますし、その辺の高校生の通学に対しての対応とかいうのは、特にされていることがありましたらお知らせください。

○原田学校教育課長

高校生の登下校の安全指導については、先ほど申しましたとおり、各高等学校あるいは県の教育委員会のほうが管理しているところであり、高校生の危険な自転車の乗り方等に関する情報が、もし光市教育委員会に寄せられた場合は、速やかに情報提供したいと考えているところです。

市内の高等学校との連携については、光市教育委員会としても進めているところであり、光市教育委員会として得た情報があれば、例えば、校外補導連盟の幹事会や合同点検会議というものがございますので、そちらで共有し、安全な登下校について指導を促していこうと考えているところでございます。

○仲小路委員

分かりました。中学生のときは、非常に真面目にやっているんですが、なかなか高校になると、一つは青少年育成という、そういう部分も教育委員会さんのほうで担当されていますので、そういう意味でもできる限りの対応がして、これは要望ですけれども、していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、もう1点よろしいですかね。

今、タブレットが当然使われているわけでありまして、タブレットを使用して、他校との児童あるいは生徒とのやり取りについての確認ですけれども、今、全国的にリモート合唱団というのが特によく行われておりまして、実際には家にいたり、また、別のところにながら何百人、場合によっては何十人、そういう多くの方のそういう合唱をしているという、そういう動画がいろんなところで配信されておりますけれども、校区内についてはやられたことはありますでしょうか。

○原田学校教育課長

お問い合わせの音楽の合奏等につきましては、御指摘のとおり、人数が多いほうが一体感も得られやすい学習活動であり、アイデアとしては上がっているもの、現時点で技術的に解消が難しいタイムラグ等があるために、リズム等がずれることがあることから、現時点では、まだ試していないというのが現状でございます。今後、また検討はしていきたいと考えております。

○仲小路委員

分かりました。これは要望ですけれども、特に今後学園として一体、小中一貫をされている分につきましては、特に、そういうものを取り入れていけば、事前のそういう一体感、あるいはそういう知り合いができるという、そういう意味がありますので、ぜひとも検討を行っていただければと思います。

それから、今タブレットで先日の一般質問でも様々な有効な使い方を御案内いただいたんですけれども、ちょっと具体的になかなかイメージがつかめなかった状況もありますけれども、例えば、今実際にタブレットの使った授業とか、様々な企画をされていると思いますけれども、これを例えば、特定の教育委員会さんとか、そういう場所で、こちらでどういうことをやっているかというのを見るというふうなことはできるんでしょうか。

なかなか今現実には視察に行けませんので、そういうパソコン上でも今やられていることが見ればというふうに思うんですが、その辺のことは可能でしょうか。

○原田学校教育課長

今、御提案いただいたとおり、学校の様子を、学校外でも見るができるようにというところについては、現時点ではまだ企画等ありませんけれども、これから考えていきたいと思っております。

○伊藤教育長

ただいまのお尋ねですけれども、コロナ禍でなければ、どんどん御案内させていただきたいと思っているところがございますので、新型コロナウイルスの感染状況に収束が見られましたら、また、折を見て御案内をさせていただくこともできようかと思いますので、今、授業でもかなり活用されていますので、どうぞ見ていただければと思います。

以上です。

○仲小路委員

ありがとうございます。できる限り、今、ちょうどいろいろ研究をしている最中ですが、なかなか現場が見れないということがありますので、できる限りの対応をしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○森戸委員

市教委と県教委の情報交換とか連携についてどうなっているのか、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、県立室積公園の国指定の天然記念物峨嵋山の樹林ですかね。200本以上を超える樹林が、農薬の樹幹注入とか伐倒されていて、私も見に行ってみたんですが、相当ひどい状況だなと。

あそこは、不法投棄も多いので防犯カメラも設置をされております。今、光署が文化財保護法違反で捜査をしているということなんですが、その県なり県農林なりというところも関わってくるんだらうと思うんですが、市教委は文化財という観点で、今回の件をどのように情報共有とか、情報交換しているのか。その辺が分かればお示しをいただけたらと思います。

○国広文化・社会教育課長

峨嵋山樹林は、国指定の天然記念物、県立室積公園、瀬戸内海国立公園の一部など様々な指定を受けておるところでございます。

また、この対象地は県有地ということもあり、教育委員会では山口県教育庁、社会教育文化財課と連絡や情報提供をしていただき、連携をとっているところでございます。

具体的に申しますと、6月7日に峨嵋山の損傷等、詳細調査の実施を県教委に同行しています。

それから、6月10日に光警察署への通報、その日に県と市の関係機関による協議を行い、6月11日に、地元や近隣小学校への注意喚起、被害区域への立入禁止措置の実施、6月15日に文化財保護法に基づく天然記念物の既存の届出を文化庁へ県が実施、それから、6月17日に防犯カメラの設置等、いずれも県が実施し、情報提供を頂いております。

今後につきましては、樹林の復旧等に向け、県と連携を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

ここもともと天然記念物、文化財なんだということ自体、余り知られていないといえますか、恐らく周辺の方も知らないんじゃないかなと思うんですが、その辺の周知というのは、これは市というよりは県等がやることなんだらうと思うんですが、その辺はどうなっているか、お答えができれば、よろしいですかね。

○国広文化・社会教育課長

天然記念物等の掲示といえますか、看板といえますか、そういったものはございますが、周辺の住民に対して、もう少しこの重要性といえますか、天然記念物に指定されていること等の周知を図っていくということについて、今後も県と協議を行っていく中で提言していきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

よろしく申し上げます。原生林が残っているというところがポイントだと思いますので、どちらかという地域の方は、家に木がかかったりして困っているというのが、相当の件数困ってしまっていて、どっちかというそういう意味合いで捉えているようなことのほうが多いと思いますので、ぜひこのよさをお伝えしていただけるよう県と協調とりながら、ぜひお願いできたらと思います。

以上です。

○河村委員

それでは最初に、市民ホールのこないだ空調の工事をやられたんですが、中庭にあれだけの建物が出現をしたわけですが、これまであそこには、そういった構築物については一切まかりならんと、こういう話じゃったんですが、周りの景観風景をごろっと一変させてしまうんですが、何か協議はどういうふうにしてこられたんですかね。

○国広文化・社会教育課長

中庭に室外機等を設置したことになろうかと思いますが、中庭の一番奥側に今回、配置をしたところで、今までの空調と違うので、室外機を屋外に設置することが必要になったため、建築等と協議を行いました。対外的に、中庭に室外機を置くという協議等は行っておりません。

以上です。

○河村委員

そういった結構外観を気にしてきたところでもあるんで、方法については、地域の声もやっぱり聞かにゃいけんし、いろんなことが何か抜けておったなというふうに思います。

特に、その今の2階へ上がるエレベーターの設置等について、今までなかなか予算化されても実現してこなかったということがありますので、そういった外観を損ねるような場合には、しっかり議論をして、もう何年ですかね。何年か前に空調の更新をしたときに、もう部品がないんだというような話がありましたから、もう何年も前から、その現行では修まらないということは分かっていたと思いますので、そういったそういった議論は、結構早めに進めていただけたらと思います。

それから、こないだ本会議のときに、以前ふるさと郷土館について、そのお尋ねをした中で、今の骨董品といいますか、調度品について備品だと、こういうお話がちょっとあったんですが、備品にすると全部その償却をしていくということになって、現行の今の文化センターにあるいろんな絵画等については、そのままの購入金額がずっと継続しているわけですが、その郷土館のそういったいろんなその資料については、どういう扱いなんですかね。

以前の市が直営じゃったとか、そうでないとかというのは、文化センターでも全く同じ状況なんで、それちょっと扱いがおかしいなと、こう思うんですがね。

○国広文化・社会教育課長

ふるさと郷土館の展示品については、委員仰せのとおり備品として整理をしております。先ほど委員仰せの当初直営で開館したときに、展示品等を収集をし、備品として整理を行っているところでございます。備品については、減価償却等はしていないのが現状でございます。

ふるさと郷土館には、その備品を無償で貸与して適切に管理がされているところですが、今後どのような管理・整理の方法が最善であるか、いま一度協議を教育委員会の中で行う必要があるかと思っております。

以上です。

○河村委員

お願いをしておきます。文化センターと全く一緒の状態なんで、市の直営のときにいろんなものを購入していますから、それと同じような扱いで、そういった購入目録といえますか、そういったものもしっかり整備をしていただかなければいけないと思います。

もうちょっと入って言えば、今指定管理でお願いをしておるわけですが、今、職員の採用についても、本会議のときにちょっとお話をさせていただきましたが、通常であれば、どうしても必要なというのは、学芸員とか、そういったいなければ困るとか、あるいはおったらもっとよくなるというような、そうでない方については、将来は若い人であれば、市の職員と同じ扱いということになりますので、適正な今の採用というのが必要だろうと思っておりますので、そのことについては、それがどこの、郷土館であろうが、市民ホールであろうが、正規の職員として雇うのであれば、そういうふうな形をとっていただくようお願いをしておきます。

それから、光井小学校の体育館の防水工事の話をしておったんですが、その後の検討の結果が分かりますか。

○升教育総務課長

光井小学校の体育館についてのお尋ねでございます。

工法等を検討していることについては、前回申し上げておりますけれども、その時も回答させていただいたとおり、ラバーといいますか、そういった形で全体を覆うという工法で進めようと考えております。

以上でございます。

○河村委員

ラバーであろうと、こういう話の中で、予算的には3,300万円の金額が上がっておるんですが、従前の三井小学校の体育館の修理等については、いろんな雨漏り対策はやったけれどももうまくいなくて、最後にやった今のキャップがよかったということですが、キャップそのものは対した金額じゃなかったんですね。そのあたりの検討はどうだったですか。

○升教育総務課長

そのあたりの検討というお話でございます。

前回のこの場で委員さんからそういう御提言を頂きました。我々としても事実を確認いたしまして、建築所管課とも協議をいたしました。

最後のそのキャップと言われている部分の金額は分かりかねますが、全体として、三井小学校の体育館の整備全体にかかった額で申し上げますと、今回と余り大差がなかったということを調べまして、先ほど申し上げたような結論に至ったところでございます。以上です。

○河村委員

だから、さっき言いましたように、三井小学校は雨漏りがするということで、従前に3回ぐらい実は工事をやったんですね。それでも雨が止まらなかったのも、その今キャップのラバーを上へかぶせたわけです。そこで止まったんで、じゃ最初のその雨漏り対策ちゃんじゃたんかということになるんで、要は、根本的な原因をどうやったら直すかというところが欠けちよったんじゃろうと思うんですよ。

だから、同じ轍を踏みたくないんで3,300万円は必要ないじゃろうと。例えば、そのときにあわせてそうでなければ、ほかの今学校のそのいろんな備品とかについて、もう築50年近い体育館なんで、そのあたりのところも十分考慮して取扱いをしていただく必要があるんだと、こう思うんです。一応、お願いだけしておきますが、よく中身については吟味をしていただいたらと思います。

それから、中体連——中学校体育連盟の県体でありますとか、あるいは中国大会、あるいは全国大会というような派遣のときに、その補助が出ておるんですが、実態をちょっと先にお話ししていただいていた方がいいですかね。

○升教育総務課長

中体連への補助金の実態ということでございます。

中学校体育連盟補助金につきましては、令和3年度予算が230万円だったと記憶しておりますけれども、これらを予算計上いたしまして、議員さん、お示しのとおり、県大会とか、全国大会に進出された大会の経費を補助するという形で支出をいたしております。

令和2年度については、決算で詳しくはお示しをしますが、その経費まで満たないというような状況も発生をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

その中体連のその230万円というのは、要はさっき言うた県体とか中国大会とかという、その派遣の費用の2分の1なんよね、その金額が。足らない2分の1については、各学校がお金を調達をしよるんですね。

学校によっては、父兄から毎月その体育振興会とかいろんな名目でお金を徴収したり

しよるんですよ。その230万円を補助をするという、その根拠が分からんというのは、義務教育じゃけ、義務教育の中で、その今県体行ったり、市内の代表として行くわけですが、代表として出ていったときには、父兄にも負担かかりますよというのがどうも理解できんのじゃけど、そのあたりのその根拠はどんなですか。

○升教育総務課長

ただいま委員さんからは、考え方等についての御意見を頂きました。

昨年のケースを紹介いたしましたけれども、それ以前、令和元年度以前で申し上げますと、実際230万円という額が2分の1に達していたかということ、もっと経費的にはかかっておるようなこともございます。ただ、上限で230万円ということで支出をしていたような状況でございます。

全国大会、県大会に出場することも、義務教育であり、その費用を全額負担すべきではないかという御意見でございます。

そういった考え方もあろうかとは存じますけれども、現在のところは金額の230万円を上限に補助金として支出しているところでございます。

以上です。

○河村委員

その根拠の考え方に、どうも至っていないんですが、今、部活改革、教師のその働き方改革の中で、今、新しい指針が出て、2025年には今までのようなやり方をやめようと、こういうふうになっているわけですから、そうは言うても現行では学校として、その今子供たちのその派遣にまで関わってきたわけですから、そうすると、選手じゃない応援団まで出す必要はありませんが、派遣選手については、そのあたりのところは当然だと。さっき言った学校によってはというのは、中には個人から集めにゃいけんようなところもあるかも分からんわね。PTAで集めたそのお金とは別に、そうすると、県体に行ったら、そこから出費がかさんでやれんというようなことになっても具合が悪いと思うんですいね。そのあたりのところは、しっかり議論をしていただく必要があるかと思っておりますので、お願いをしておきますから、しっかり議論をしてください。

それから、タブレットの購入についてでございます。

前回もちょっとお話をして、いや、答弁したんだというような話があって、議事録も読み返してみたんですが、そんな大した議論はなかったんですいね。購入について、じゃ今の電話装置がついたやり方についてのその議論がどうも重なっていなかったんですよ。

最終的には、もう済んだ話であります、ずっと未来永劫に続くわけじゃありません、電気製品ですから。また、5年たてば、その更新ということが出てきますので、ちょっと調べてみたんですが、うちの今のそのやり方でいくと、本体、それから、充電設備、あるいはテレビ等入れて、1台当たりの単価が大体10万1,000円ちょっとなんですいね。

ちょっと周南市のを聞いてみたら、大方のやつを足して9万7,000円ぐらいじゃったんですよ。4,000円ちょっとの差があったんですが、そうは言うてもうちの単価に直し

たら3,000円台を超えるということは、もうそれだけで1,200万円を超える金額になるんですよ。じゃそのことと利便性と、いろんなことを考慮しながら決まったんだとは思いますが、じゃWi-Fi環境がこれから先にどういうふうにしなければいけないかという問題も含めて、ここに問題が出てくるんですね。

じゃ家庭のWi-Fi環境は、どうじゃったんかという話を前回もさせてもらったと思いますが、調査も十分にはできていなかった。そのあたりのやっぱりこれから先の整理をしていかなきゃいけないし、小学校の1年生、2年生で、じゃ家へ持って帰って、何かそんなのができるんかと言うたら、そうじゃない。最初は、使うことが大事なんで、そこまではいかないとすると、もうちょっと中を分析して、その仕様については決める必要があったんじゃないかと思うんですよ。

今、言ったことについて、まずとりあえず、ちょっとお話をいただけますか。

○升教育総務課長

御説明をいただきました費用の件でございます。こちらにつきましては、これ一般論になりますけれども、このたびの整備に関し、他市との比較は、本市でも行っております。ただ、難しいのが、やはり各市によってこれまでの整備状況が異なっており、Wi-Fiをかなり整備されていたところや、そうでないところもございました。

ですから、その金額だけで比較するのは、なかなか難しいんですけれども、委員さんの御提言の御趣旨は、そうやって精査をして今後どうしていくのが大切だよということであろうかと思えます。これから先、その辺の精査はさせていただければと思います。

家庭の調査ということでございます。こちらにつきましては、前回、委員会でお示したのは、ある一部の学年をピックアップした数字をお答えしと思えますけれども、本年5月から6月にかけて持ち帰りの試行を行っております。それに併せまして保護者アンケートを実施したところでございますけれども、その中で、Wi-Fiがない、もともとWi-Fiがないとか、Wi-Fiに接続すること、それに協力することがなかなかできない。また、御回答いただけないという方が全体の約7%程度いらっしゃいました。

その中でLTE、電波の状況が、アンテナ表示が1本とか、圏外になっているとか、そういった方。また、不明の方というのが全体の約0.5%、15件ほどいらっしゃったということでございます。

以上でございます。

○河村委員

前回のその特定の調査の中で、私もちょっと話を聞いたら、Wi-Fiがないという、93%はじゃあるということになるんで、意外に高かったなと思えますので、もっと工夫をすることで、よくなるかなちゅうのは、ちょっと気になるのは、参観日があったんで、授業参観に行った折に、大体クラスの中で1割ぐらいの子はタブレットの操作が、中学生ですよ、できていなかった。1割ぐらいはあるかなと、要はWi-Fi環境にない家がねと思ったんですが、意外に多かったんで、ちょっとびっくりなんですけど、次

回の更新のときには、そういったことも含めて、じゃ家庭のそのWi-Fi環境がどういうふうに移行するのか、そんなところもしっかり見極めていただけたらなと思います。

金額については、確かにそれはいろいろあるんですが、ただ、現行の見ただけの話で、台当たりが4,000円違ったというところをよう理解しているかどうかなんです。最小の予算で最大の効果を上げようという、その本来の目的があるんで、そのあたりのところは、しっかり議論を詰めて、それでもこっちがいいんだというその最後の選択肢まで否定するものじゃありませんから、普通の一般家庭であつたら、ちょっとでも使い勝手がええといたら4,000円ぐらいのことは特段問題ないんですけどね。それが公のことになったら、台数が規模が増えますから、そのあたりのところについては、しっかり議論を詰めていただけたらと思います。

それから、本会議の中で今の市外へ高校生で市外に通うという、その話があつて、ちょっと私もびっくりはしたんですが、そのとき徳山高校に六十何人という話じゃったと思うんですけど、現実的には光市の中学校を卒業する子供の進路として、下松、徳山あるいは防府、山口、柳井というふうにあるんですけども、市外にどの程度のその子供が通いよるんですか。

○原田学校教育課長

光市立中学校卒業後に、市外の高等学校に進学する生徒の過去3年間の平均の人数は224人であり、全体の59.2%に当たります。

以上でございます。

○河村委員

そりゃまたちょっとびっくりですね。350人卒業の中で6割が市外にというのは、何か分析をしちよってですか、中の。

○原田学校教育課長

高校別の人数ということでしょうか。

○河村委員

私立あるいは附属も含めてじゃろうと思いますが、附属には市外から来る子もおるんで、その子が入っちよるかどうかちゅうのは分かりませんが、光丘があつたときでいえば、光高、光丘に通っている子供というのは、私らのときじゃつたら、ほとんどの子が皆市内に行きよったわけですよ。そりゃ学校区がなくなったとは言いながら、6割の子供が出ていくということについての市教委として分析。

○原田学校教育課長

確かに市内に、地元で育て次代の地域の担い手となる可能性のある10代後半の若者が多いことが、経済、文化等に非常に活力を与えるものであるという認識はございまして、やはりそういったところについては、市教委としても注視しているところではござ

います。

一方で、先ほど議員お示しのとおり、県立高等学校が全県一区になった目的が、自分の進路希望や能力、適性等に応じて高校を選択できるようにとされていることから、中学校を卒業する生徒一人一人の夢の実現に向けた第一歩が自由に選択できることも重要というところがございます。

そこで、市教委といたしましては、これから市内の高等学校と小中学校との連携を一層深めることによって、市内の高等学校の魅力をしっかり伝えていくといったところで、今後とも働きかけを行っていきたいとは考えているところでございます。

○河村委員

学力だけが全てとは思いません。だけど、今回のその光高校は、欠員、入学定員の何ぼやったかいね。普通の一般入試が6割じゃったんかな。当然、その県教委に対しては、その改善とか、いろんな方策については、お願いをせんにゃいけんと思います。

それとは別に、要は、学校そのものには魅力がないと。あるいは、学校のその今ある場所が不便だというようなことを含めて、そのあるとするならば、何でそんなことまで考えて学校の選定されなかったかなと、今の光高校のその場所についてですよ。そんなことも含めて、もうちょっと市教委として、県教委とのその話をしっかりしていかにゃいけんような気がしますけど、ちょっとびっくり。

じゃ例えば、聖光高校の今定員の中で、そうすると、市外から来る方が、私の考えでは7割ぐらいおられたんですが、現行の今の定員と、それから、要は市内出身者のちょっと数字をつかんじよってですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○升教育総務課長

河村委員さんからのお尋ねでございます。

聖光高校の生徒の割合ということでございますが、おおむねで申し上げますと約3分の1が市内の方ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

定員は。

○升教育総務課長

申し訳ございません。今持ち合わせておりませんでした。

○河村委員

従前と比べると、要は卒業生の中で市外にたくさんの方が出て行って、市外からは、たくさんの方が市内に通っておられると、こういう話で、恐らく光丘を一緒にしようと、

こういう話じゃったんで、全体的の人数としちゃ、その枠の中だろうと思うんですよね。だから、そのことに間違いはなかったんじゃないだろうと思うんですが、今の今までの効果がなくなった分、どこへでも行く分、そのバランスが崩れたんだだろうと思うんですが、今回のような欠員状態が続くと、要は最低ラインといいますかね。学力のどの程度か把握しちよってですか、最低入学点数。

○委員長

河村委員、それはあれですか。光高校の定員割れということですか。

○河村委員

もちろん。

○原田学校教育課長

その点につきましては、公表されておられませんので、把握はしていません。

○河村委員

それはそれで別に構わんです。関連があるかどうか分かりませんよ。去年ぐらいからうちの公民館、光井ですが、結構、男女のアベックが結構な時間、滞留しているんですいね。

余りそのことを言えないんで、所管のところではお話をさせていただいておったんですが、要はその点数が下がることによって、要は通学される方のその学力以外のものが、いろんなところで出てくると余りいい影響は出てこないんで、そのあたりのところを含めて、県教委にはしっかり学力以外のところでも、最近は何か地域に貢献するということを行っていますので、だから、余計にそのあたりについては、注文をつけていただいたらなと思いますので、お願いをしておきます。

それから、こないだちょっと本会議でもあったんでしょう。つるみ幼稚園のその後といますか、つるみ幼稚園については、今の不動産鑑定もして、どうするんですか。普通財産にせず行政財産のまま売却しようとしてよっての。それから、さつきも含めてちょっと今の状況を教えてもらっていいですか。

○升教育総務課長

旧つるみ幼稚園、さつき幼稚園の状況についての御質問であろうかと存じます。

さきの委員会でもお答えを申し上げましたように、つるみ幼稚園、さつき幼稚園ともに解体し、更地にいたしまして普通財産となるように財政所管課へ所管替えをする予定にしております。

以上でございます。

○河村委員

じゃその普通財産にする際に、その不動産鑑定にかかった費用というのは、どういう

ふうに申し送るの。

○升教育総務課長

申し送るといことが、ちょっと私なかなか理解ができないところではあるんですけども、不動産鑑定をしたのは、つるみを福祉目的での売却を想定して行ったものでございます。それをどう今後活用していくかということは、私のほうではお答えしかねるところでございます。

以上です。

○河村委員

いや、その不動産鑑定というのは、その目的とかなんとかは関係なかろう。その土地をどう利用するかということは、人のことなんじゃから。市として、その用地を売却するに当たって、適当な金額をはじいたのが不動産鑑定じゃないの。

○升教育総務課長

議員御発言の御趣旨は理解をし、分かりますけれども、教育所管ではお答えはいたしかねます。

以上でございます。

○河村委員

それは、関係ないからできないという、その話をしてんかね。

○吉本副市長

現時点で市として今後の方針等は決まっておられませんけれども、今後、市として有益な方法となるよう、しっかり検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

ほいじゃから、その不動産鑑定をかけたことの、その金額については、どういう扱いをしてんかねと聞きよるんじゃないかね。

○吉本副市長

今後の方策として、当然、民間売却という方法も考えられますし、その他有効に活用するという方法も考えられます。

さきに福祉部署で不動産鑑定をしたという報告を受けておりますので、いずれにしても、売却ないしは賃貸ということになった場合、それがどのぐらいの価値があるのか、専門家からの評価というのが必要だろうと思います。

現に、これまでも市有地を売却する際には、一定の評価を専門家からいただいてやっておりますので、今回の分もその一環であるというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

概略的には、そのとおりなんだけじゃけど、何か聞き方によっちゃ、不動産鑑定ちゅうのは、そのときのかけ方によって価格が違うんだと、そういうふうを受け取れるような発言をされるから余計にひっかかるのいね。

不動産鑑定ちゅうのは、現行の土地が適正価格かどうかというその評価をもらうたというふうに思っていますので、そのことは、例えば、それが普通財産になったからといって、引き継いでいかんもんじゃない。普通財産にも引き継がれて、じゃそこのときにやったお金が、いやいやあのときは、行政財産じゃったけ、実はちょっと失敗したのいねと。そしたら、そのとき使うたお金はどこへ言ったんかということになるから、全部一連の流れの中できちんと整理をしていただくようお願いをしておきます。しっかりよう自分らで話し合いをしてもらいたいと思います。

それから、もう一点、今の青少年健全育成推進会議なんですが、最近活動が余り表に見えてこないんですよ。聞くところによると、今年度の市民から300円徴収をしておるんですが、会費を取らないというような話が聞こえてきたんですが、市民会議の今現状をちょっと教えてもらっていいですか。

○国広文化・社会教育課長

青少年健全育成市民会議につきましては、総会を書面開催という形で行わさせていただきましたが、今年度の事業については、実施をしていくという形で現在、考えているところでございます。

それから、地元からの会費のことについては、現在知り得ていないところでございます。

以上です。

○河村委員

分かりました。地区会議、市民会議の中で、活動をしないということじゃなくて、コロナの中でなかなか思うように活動ができないけれども、しっかり活動をするという中で対応をしていただけたらと思います。

特に、ここ何年か、全体での活動、新しいそのいろんな行事が今なくなってきているんで、市民から会費を集める以上は、しっかりしたその活動ができるように対応をしていただけたらと思います。

以上です。

○西村委員

先ほどの河村委員のタブレットの質問の中で、LTEの電波が入らない世帯が0.5%ほどございますと、こういう答弁があったんですけども、前回も私、河村委員の発言にかぶせて同じ質問をたしかして、電波が入らなかった場合どうするんですかとい

うようなときの答弁の中で、提供会社と協議の上、対応していくと、こういう趣旨の答弁をたしか頂いていたと思うんですけども、その今の0.5%に対して、現在、どういった対応をされているのかというのがあれば、お示しいただければと思います。

○升教育総務課長

対応についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、今、協議をしております。その内容でございますけれども、電波を増幅する機械というのがございまして、これを設置いただいて通信を確保する主体としていきたいということで、今具体的な協議を詰めております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。その0.5%の数字が少しでも減るように対応していただければと思います。

あと質問ではないんですけど、伊藤公のさっき話が出ていたと思うんですけども、私も4月に入ってからすぐに実際にそのリニューアルされた映像を見に行きました。3部構成になっていて、10分ごとぐらいに休憩があるんですけど、中には見に行った方と一体になって参加型の映像の仕組みというのが実装されていてすごくいいなと思いました。

その内容もたまたまなのか、ねらったのか分からないんですけども、しゃべらずに拍手のボリュームでその会場との一体感を図るといような仕組みになっとなって非常にいいと思いました。

幸いこういった仕組みですので、コロナ禍でもしっかりとPRをできるかと思いますので、もっともっと伊藤公のこと知ってもらえるように、さらにコロナ対応もばっちりですという形でアピールをしていただければと思います。

以上です。

○萬谷委員

それでは、小学校の運動会の件、まず。5月に大体、軒並みにやっていたはずなんですけど、延期になっていると聞いております。

その後どのような状況なのか、判断は各学校に任せるのか、その辺あたりをちょっとお知らせください。

○塩田学校教育課主幹

小学校運動会延期についてのお問い合わせです。

今のところ各学校11校中8校が延期しておりますが、実施の期日、また、持ち方については、各校で今検討しているところでございます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。

では、ちょっと中学校についても、大体、中学校もまだ全然延期の連絡はないですが、予定どおりやるという判断でよろしいですか。

○塩田学校教育課主幹

中学校のほうのお問い合わせです。

これについては、当初から9月時期を予定しており、この時期に行うと認識しております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。

実は、昨年、各学校多分いろんな工夫をされて、短縮版というか、時間を短くして、動員人数も少なくして運動会を実施されていると認識しております。

一応、コロナ禍の中で、そういうふうな対応がされたと思うんですが、もしこのコロナ禍が解消できれば、通常に戻したいというお考えでよろしいですかね。どうでしょうか。

○塩田学校教育課主幹

新型コロナウイルスの影響がおさまった際の運動会の持ち方ということだと思いますが、これについて本来、運動会という行事が持っている目的、ねらい等がやはりとても大事になってこようかと思っております。その辺をしっかりと念頭に置きながら、なおかつ、やはり生徒の健康、安全、熱中症、また、そうは言いながらも感染予防といった面もゼロではなからうと思っておりますので、そういったところも加味しながら、各学校の規模に応じて判断していくものと認識しております。

以上です。

○萬谷委員

ぜひその運動会の持つ意味というの今おっしゃられましたけれども、まさにそのとおりだと思っておりまして、実は、私もいろいろなところで保護者との会話にありますけど、実は、この短縮版というのが意外と好評でして、お母さんからしてみればお弁当作らなくいいとか、そういうところはかなり助かったという声もたくさん聞くんですけども、そこだけじゃないなという、そこに僕としては流されてほしくない気持ちがちょっと若干あるんです。

特に去年は、うちも中学3年生の子供を持つ中で、やっぱりこんぐらいのパフォーマンスが、このパフォーマンスができるためには、影でどんぐらい努力をするかとか、いっぱいいろんな持つものがありますので、ぜひ、親としては楽なほうがいいんかもしれませんけれども、子供としては、ぜひ運動会等いろんな行事が今本当仕方ないんですけ

れども、ぜひその運動会の持つ意味というのは、ちょっと念頭に置いて、これからまた対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。すみませんが、よろしくお願ひします。

ちょっと、じゃちょっと給食センターのほうで。

給食センターが今のところになって、パンを独自で焼くんだと。パンをちゅうことで、大々的に始まったんですが、そのパンの評判とかいふのはいかがでしょうか。ちょっと聞いている、聞いていない。

○清水学校給食センター所長

皆様、ご存じのとおり、光市では、全国では他に例を見ない取組として、学校給食センターでパンを当日焼いて学校に提供しております。

児童生徒につきましては、当たり前のように食べていただいておりますけれども、好評な意見をいただいております。特に、そういった意見が顕著なものとして、教職員の皆さんからは他市で給食を食べる機会があることから、それと比較して、光市に異動されてきたときにパンがおいしいという意見を聞くことができます。

以上です。

○萬谷委員

確かに私も何回か食べさせていただきまして、おいしいパンだと認識しております。その中で、ちょっと聞くんが、たまにパンだけ出てきて、マーガリンとかジャムとか、がついていないので、たまに食べずらいんだという声もたまに聞くんですけど、その辺は実際つけてない場合もあるということですのでよろしいですかね。

○清水学校給食センター所長

当センターで提供しているパンにつきましては、基本的にはコッペパンを提供しております。その中で月に何度かジャムなどをつけたり、ドライフルーツを混ぜ込んだパンを工夫しながら出しております。数は限られます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。そういう今の声等とかも含めて、アンケートとかをとったちゅう、過去も含めて、そういう経緯はあったかどうか、ちょっとお知らせください。

○清水学校給食センター所長

全児童生徒に対してアンケートを行い、集約したことはございません。ただ、毎週、学校と給食に関する意見交換をしている中で、そういった子供たちの意見というのを代弁して、こちらに届けてくれている学校もございますので、そういった意見については、栄養士も含め、次の給食に向けて色々なことを考える材料とさせていただきます。

○萬谷委員

分かりました。ぜひ、いろんな意見もいろいろあると思いますので、その辺よく取り入れて、学校給食というのがやっぱりバランスのいい栄養素摂取の場にもなると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○小林委員

私のほうからは、タブレット端末のことについて少しお聞きをしたいというふうに思います。

既に先行委員のほうからも様々なタブレット端末に関する御意見がございましたが、私に関しては、いわゆる教職員とか児童双方に対して、いわゆる個々人のレベルに応じた導入教育を行ってきますよというところを昨年の12月の議会の中で御答弁をいただいたというところで、ここの具体的な内容というところと、先ほども少しお話がありましたが、いわゆるそのタブレット端末を操作する上で、やはりその導入教育というところは、引き続き今後も継続的にレベル感を合わせていかなければいけないところもあるので、その今後のフォローという観点でも御答弁いただけたらというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○原田学校教育課長

お問い合わせの教職員、児童生徒双方への個々人のレベルに応じた導入教育ということですが、まず、教職員へのICT活動のためのスキルアップにつきましては、全ての教員に求められる技術と、一部の教職員に求められる専門的な技術というものを整理して研修を行ってきたところでございます。

全ての教員に求められる技術として、授業において主に活用することになる授業支援アプリケーション「MetaMoJi Classroom」や、学習支援サービスである「ラインズeライブラリ」等の使い方について、模擬授業などを通して体験的に教職員が学ぶ研修などを実施し、ほとんどの教員が活用できるようになっているところでございます。

なお、一部の教員に求められる専門的な技術としては、光市教育先端技術チームを中心に、遠隔地とネットワークでつないでの授業づくりの方法や、汎用性のある教材づくり等を行い、そのスキルを高めているところでございます。

今後は、授業での有効な活用方法について、教職員に授業での実践事例の蓄積を行って、広く現場でのその情報共有を行っていきたいと考えているところでございます。

あわせて、先ほど委員ご指摘のとおり、基本的なICT活用のスキルの向上や、活用方法についての研修を行うとともに、セキュリティに関する研修や情報モラルに関する研修も引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、児童生徒についてですけれども、実は児童生徒のほうは比較的情報機器の扱いには慣れておりまして、のみ込みも早いことから、機器そのものの使い方についての指導については、むしろ必要が少ないという現状にございます。ただ、授業の中でのその使い方については、発達段階もございますので、それらを視野に現在も模索して

いるところでございます。

現在では、先ほど申しました「Me t a M o J i C l a s s R o o m」という授業支援アプリケーション等を介した教員と子どもがやり取りをするといった授業の中での活用に慣れていくように、普段づかいをすることでスキルを高めているところですが、今後はそういったものの中で子ども同士が情報をやり取りするようなスキルも高めていき、考えを深めたり、あるいはまとめたりする活動というものを対象に、検証を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。非常に教職員、そして、児童双方に対しても、やっぱり個人個人のレベルに応じた教育が行われているというふうなところも理解ができました。

先日の一般質問の中でも、やはり教職員の方がいわゆる生徒児童の方たちの教育レベルというところしっかりと把握をしようというところも今の答弁でよく理解ができました。

その上で、やはりしっかりとこのタブレット端末というところは、今後の運用を含めて、しっかりと議論をしていただいて、可能性は非常にあると思います。ですので、しっかりと有効活用できるように今後議論をしていただけたらと思います。あとは、やはり現場の声もしっかりと聞いていただけたらというふうに思います。

実は先日、私、小学校の子たちとお話をする機会がございまして、その保護者も含めてなんですが、基本的にこのいわゆるタブレット端末に関して、皆さん、ポジティブに捉えております。

それは、なぜかという、非常に子供たちからすると、まず触ってみようという観点で触ってみて、それに加えて言いますと、やはり一つ一つできていくことが増えていくということに関して非常に好奇心を持ってやっているんだというふうに思いました。

保護者の方たちも、いわゆる自分の御子息が非常に楽しそうにその様子を話してくれるというところで、非常にポジティブに捉えています。

ただ一方で、やはり一定数、タブレットに対する健康被害とか、いわゆるこれがいじめにつながってしまうんじゃないかというような声も実は聞こえてきています。ですので、そういう方たちに対しても、やはりしっかりとタブレット端末の導入の意義というところを引き続き今もしていただいていると思いますが、説明をしていただけたらというふうに思います。引き続きぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それと、この次、一点要望なんですが、同僚議員がイングリッシュ光プランのことについて、いろんな答弁をされたというふうに認識をしています。その中で、我々の次代は、いわゆる英検で取ったとか、今で言う、私の会社でいくとTOEICで何点取ったというところで、いろいろ指標をされていたんですが、やはり私自身も思っているところが、日本人ならではいう、いわゆるヒアリングとか、リスニングとか、そして、スピーキングというところは非常に不得意なところが日本人って傾向として多いんですよね。そういうところを今の教育委員会の中でしっかりとその不得意なところに主眼を置いて、コミュニケーションを大事にするというところは非常に大事だと思います。こ

れからの時代、やはりグローバルにいろいろな人材を育てていくためには、必ず英語というところが重要になってきますので、ぜひ英語のアレルギーというところをぜひ小さい世代で取り除いていただきたいというふうに思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第36号 令和3年度光市一般会計補正予算（第2号）（政策企画部所管分）

説 明：山岡政策企画部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○河村委員

工業用水について、今までいろいろお尋ねをする機会もあったんですが、なかなか思うような回答をいただけていなかったんです。要は、県との契約の中身についてももう少し開示をする必要があるのではないかなと、特に気になるのは、今、林の取水場から下の河口に至るところの水量がどうなるのかということについて、予測を当然立てておられると思うんですが、そのあたりのちょっとお話をしてください。

○佐々木企画調整課長

ただいま委員から工業用水の取水をするということで、取水口から下流域の水量のことについて御質問がございました。

取水した後の下流域の影響ということでございますが、この工業用水の事業の実施に当たりまして、本市が有しておりました分割水利権を工業用水へ転用する際に、水道局におきまして河川の流量と取水に関する関係の影響調査というものを行っております。

これまでも水道局長のほうからもお答えをしておるところでございますけれど、転用に係る変更計画による河川維持流量等への影響は、工業用水の取水を行ったとしても河川及び各関係河川使用者の取水に影響はないということで、渇水期においても下の流域での正常流量を下回ることはない流量が流入していることが確認できたという結果が出ているところでございます。

なお、この結果につきましては、工業用水としての取水許可申請の際に添付資料として河川管理者である県に提出をして、許可されているというような状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

私がお尋ねをしているのは、要は、うちの水道事業に与える影響の話をしたのではな

いのよ、流末の最終的な島田川から海へ出ていく水量がなくなる、特に夏場の渇水期についてその分の影響はどうかかなと、砂の流出そのものが極端に減っていくと、今回は県のほうで土砂を撤去していただいておりますが、今後は今までのような形ではなくてもっと砂の滞留が増えないかなと、そんな心配をしたので、最後の影響はないのかなと、本来ならそのあたりの環境影響評価なんていうのを受けないといけないのではと、そういう思いで話をしてくて、そのことについての明確なお答えをいただけていない。

○佐々木企画調整課長

ただいま私のほうで答弁させていただいたのは、工業用水を取水することによる流量の確保ということで調査をしたということでお答えを申し上げました。

実際にその調査をしておりますのは水道局になりますので、私からは詳しいお答えをすることができないんですけれど、その流末の環境といったところまでの調査をしたかというところまでは、ちょっと私では分かりません。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。本来であればそこが一番大事なような気がしたのでお尋ねをしているんですが、これから夏場を何回か迎えていく中でどのような変化があるかということはきちっと記録をぜひ取っていただきたいなと、前回の中山川ダムの方の、要は今までは越水した分についての放流という認識しかなかったわけですが、自動調整ゲートから放流するんだというような話もあったりするので、実際のいろいろなことを実施したときの結果として河口域についての影響調査というのをしっかりしていただくことをお願いしておきます。

それから、移住定住のところ空き家情報バンクというのがあって、この間も私の知り合いがあそこはどうも売りに出るんだというか、そういう話があって、うちの町内なのでどうかなと思ったら実際にはあったんですね、中身が不動産屋ではないのでどういう契約になるのか、恐らく現行で責任のない契約になるのか、あるいはリニューアルしてしっかり対応した契約なのか、要は購入しようという人も漠然とした話なんで、そのあたりの詰めみたいなことはされておるんですか。

○佐々木企画調整課長

ただいま委員より空き家情報バンクについての御質問をいただきました。

空き家情報バンクは本市の移住定住や地域活性化を図るために空き家を売りたい、貸したいという所有者と、買いたい、借りたいという移住定住希望者の橋渡しをする制度でございます、物件所有者と利用登録者のマッチングをする制度となっております。

この空き家情報バンクの制度の流れといたしましては、まず空き家所有者がここを売りたい、貸したいという要望があった場合に、市の要綱に基づいて登録申請をさせていただきます。その中で我々はその内容を確認しまして、適当と認めるときは空き家登録台帳に登録して市のホームページ等に掲載して周知をすることになりますけれど、登録で

きる空き家につきましては個人の居住に供される目的で建築または取得された物件で、現に居住することが可能な状態の物件であること、例えば著しく老朽化した建物であったりとか、土地等の利用制限がある場合などについてはお断りをしておるような状況でございます。

こうした中でどういう契約になるのかということでございますが、基本的には市のほうは、売りたい人と買いたい人をマッチングさせるところまでということになりますので、実際の見学であったり交渉というあたりは、当事者間同士で行ってもらって契約をしてもらうということになります。

契約については個人同士の契約になりますので、なかなか難しい側面もありますので、例えば不動産業者を通して契約するというようなことも想定されますので、その辺については市のほうでアドバイスをしながら進めていくというような格好になろうかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

周南は今の市営住宅なんかでも宅建協会か何にお願いして、要は補助を出して住宅として登録したりしているんですね、最初からそういう個々の不動産屋さんというのではなくて団体としてそういったところをお願いをすることが望ましいと思われる、というのは、今、土地の売買をしたって中にいろいろな廃棄物があったりしたときには要は売り手の責任になるので、そういう責任問題にしっかりとした対応をすることが、市が中に入るからという意味ですよ、市が入らないのなら別にお互いでやったらいいということになるんですが、結果としてトラブルになるということはあまり望ましいものではないと思うので、そのあたりのところはしっかりと整理をしておいてほしいと思います。

それから、行財政改革推進プランということで、恐らく今からというよりはもう取り組まれていると思うんですが、目標として何をどういうふうにするものをつくっていかうとされているのか、要は公共施設の現行ある建物等について長寿命化計画等を通して整理をしていかうという話をされるのか、何か大きな目的と言いますか、そういったものをちょっと聞かせてもらったらと思います。

○岩崎行政経営室長

ただいま委員より行財政構造改革推進プランの基本的な策定方針について御質問をいただきました。

基本的な策定方針でございますが、行財政構造改革推進プランは現在策定中の第3次総合計画を行財政両面から担保するものとしております。

また、人口減少や近年の大きな災害、さらには新型コロナウイルス感染症など社会経済情勢の大きな変化に直面する中で、今後これまで以上に厳しい財政運営が見込まれることから、本プランではこれまでの行政改革大綱の基本指針を継承しつつも戦略的かつ行政経営の視点による取組も新たに位置づけ、プランの中で大綱が発展的に吸収され第3次に続く第4次大綱を包含するものとして策定していこうと考えております。なお、

計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とするものです。
以上でございます。

○河村委員

表向きと言いますか、もっともなことなんですが、そういった中でどこか主眼と言いますか、今までもやってきたんですが思うように進展がなかったように思うんですが、今後5年間取り組む中でこれをという何か目標はないんですか。

○岩崎行政経営室長

ただいま委員より行財政改革推進プランの主眼、主な取組ということで質問をいただきました。

現在の進捗状況でございますが、5月26日開催の行政改革推進本部会議において先ほど申し上げました基本的な策定方針を庁内共有しまして、現在は個別具体的な取組事項について各所管課で検討をしている段階でございます。主な取組といったものを現時点でお示しすることはまだできない段階でございます。

以上でございます。

○河村委員

これからというところは分かったんですが、絵に描いた餅にならないためにはこれをという目標をしっかりと示しながらその会議を開いていただきたいなど、流される状況の中で特に行革については下からの意見を反映することが大きな行革につながるというふうにはあまり思えませんので、どう方針を立てるのかというところをしっかりと整理をしていただけたらと思います。年数的には今年度いっぱい立ち上げる予定になっていきますか。

○岩崎行政経営室長

今、委員から策定のスケジュールの御質問がございました。今年度中に策定の予定でございます。

以上でございます。

○河村委員

恐らく再々お尋ねすると思しますので、しっかりまとめておいていただけたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、室積海岸の新宮のところで不法占拠の家があるんですね、3軒あって、1軒については御協力をいただいて御自身で撤去をしていただいたと、1軒については今

も人が住んでいるということでそのまま継続しておられるんですが、残りの1軒についてはもうずっと長いこと空いた状態で状況的にも人が住めるような状況ではなく、なおかつ持ち主がいないという確認が取れた状態なんですが、地元も熱くなって調整をしておりましたが、最終的には今もって撤去されないということなんですが、状況はどんなですかね。

○山岡政策企画部次長

委員より室積の新宮地区の不法占拠対策の進捗状況の御質問をいただきました。

新宮地区の不法占拠につきましては、農林水産課において撤去に向け対策を検討していると伺っておりますが、詳細につきましては現在、把握しておりません。所管外のことにつき御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

所管外と思うのはあなたのことで普通の市民から見たら、要は光市の土地の上に、光市の財産の上に勝手に造った家屋の状況はどうなのかといったときに、それは経済部というのではない、光市の財産は恐らくあなたのところの財産と思われるんだけど、そのことについても一任をしてしまうわけですか。

○山岡政策企画部次長

財産の管理の在り方についての御質問をいただきました。

原則的には財政課で管理しているのは普通財産でございます。所管課で管理しているのは行政財産になっておりますので、新宮地区については行政財産ということで農林水産課が管理となります。私が回答したのが不法占拠対策の関係についての財政課所管として回答させていただきました。

以上でございます。

○河村委員

行政財産ということは、どんな目的を持った土地なのですか。

○山岡政策企画部次長

新宮地区の不法占拠の場所については、保安林でございます。

以上でございます。

○河村委員

保安林というのは、松林の中で指定された区域にもなるわけですが、現行は家が建っているわけよね、もう終戦後間もなくからだから七十何年、その家が建っているんで、それをというときに、あれは保安林だから経済部がやるんだというところがどうも私には理解ができないし、こういう問題は熱いときにやらないと結果としてここを過ぎた

らもうできないんよ、終いには、もうあと今1人ほど残っている人も一旦台風のときに家屋と一緒に流されたんだけど、また新たにあそこにプレハブを置いたわけです。やれるときにしっかりとやらないとこの対応というのはすごく難しいので、一丸となって取り組むということが一番大事なんで、そういう取組をぜひお願いをしたいと思います。撤去するのにもお金がいるんだからね。

とすると、以前お尋ねしたことがあるんですが、岩狩交差点のところの消火栓のところに建っている家屋で、契約満了がきたと思うんですがその後の状況を教えてもらえますか。

○山岡政策企画部次長

お尋ねの土地についてでございますが、現在まだ契約期間は継続しておりまして、前回の委員会で御説明した後に入居されていた方については転居いただいたというお話を土地の借受人の方からお聞きしておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

契約満了日はいつですか。

○山岡政策企画部次長

令和4年3月31日まででございます。

○河村委員

自動更新で1年延長というのではなかったんですね。

○山岡政策企画部次長

2年契約となっております。その2年目となっております。

○河村委員

現在はお住まいでないということなんで、ぜひしっかりとした対応をしていただいて1日も早くあそこの環境整備、道路を含めてしっかりと対応していただくようお願いをしておきます。

それから、先ほどの説明の中で財政調整基金が21億円という話ですが、国も今回いろいろなことの中でもう1年分の予算を皆さん使ってしまったぐらいの借金を背負い込んでいるんです。恐らくそのぐらい深い傷を負ったのではないかなと思われるわけですよ。この際、基金を半分ぐらい使って経済対策をするような考え方というのはできないのですか。

○山岡政策企画部次長

委員より基金を活用しての新型コロナウイルス感染症の経済対策実施についての御質

問をいただきました。

これまでも新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策につきましては、国の交付金、また基金等一般財源を活用し、令和2年度においては赤ちゃん応援給付金や事業継続応援給付金、地域活性化商品券の発行事業を行ってまいりました。

新年度においても市民生活・地域経済応援商品券を配付し、市民生活の下支えと停滞する地域経済の活性化を図るため、現在、所管課において準備を進めているところでございます。

委員お尋ねの今後のコロナウイルスに関連する経済対策につきましては、市内の感染状況や経済状況等を鑑み関係所管と連携の上、引き続き適切に対応してまいります。

委員より基金を半分活用して実行してはどうかというご趣旨の提言をいただきましたが、一方で今後さらなる新型コロナウイルス感染症の拡大が引き続き懸念されますことから必要とする施策を戦略的かつ機動的に対応できるよう財源の確保にも努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

今までに実施されたのはほとんどが国の政策の中で進めていった事業だと思われるんですね。この間からマイナンバーカードではないけれども、こういった機会に浸透を図ろうというようなことで、もう年が明けてからずっと戸籍のところは人が並ぶぐらいたくさんの方が来て、やはり政策を実施するときにその母体となる組織と言いますか、例えば、今、料飲組合とかいろいろな組合があつたりしますが、経済的にはもう商工会議所を窓口的には一つにするとか、そういった組織力を高めるようなお金の使い方もそういったところを中心にやっていくということが大事な考え方だと思われるんですが、要はそういった組織の強化に向けた対策みたいなものは考えておられますか。

○山岡政策企画部次長

委員より新型コロナウイルス感染症に対応するため、例えば商工会議所等、意見を集約するための組織の強化等図ってはどうかとの御質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症はこれまでに経験したこともない事態でございます。今後、様々な問題や課題が浮き彫りになってくると思います。委員からご提言いただいた組織の強化対策など、これらも含めてどのような体制や対策がいいのか市が一丸となって検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

昔だったら建設業なんかたくさんあつてね、そういった業界でしっかり市民との交流というところも図られてきたわけですが、そういった、今、組織力が稀有になっていますので、そういう意味ではそういう団体強化に向けての施策というものを少し考えていただいたらと思います。

以上です。

○仲小路委員

それでは、メール配信サービス、非常に有効な情報を伝達するものでありますので、その件についての質問をさせていただきます。

まず、この前もお聞きしましたが、確認ですが、現在の登録数というのは幾らになっていますでしょうか。

○藤井情報推進課長

こんにちは。メール配信サービスの現在の登録者数について御質問いただきました。

令和3年6月1日現在の登録者数でございますが、全登録者数は3,669人、防災情報については3,307人、交通防犯情報については2,223人、市政情報については1,097人、観光情報については826人、母子保健情報については472人、成人保健情報については600人、歯科保健情報については407人となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

ありがとうございました。これは非常に有効な手段なんですが、なかなか市民の方の登録が増えていないというのが以前から言われておりました、お知らせする方法が様々にありますけれども、現在においてアラートの試験のときに併せて防災危機管理課のほうから広報に載せていらっしゃるの何件かありまして、結構載せていらっしゃるけれども、ちょっと調べてみましたけれども、19年の12月、20年の2月、5月、8月、10月、そして今年になりまして2月、5月と、そういう形で実際に広報のひろばのところで載ってございましたけれども、例えば、その後、2020年の6月には、これは防災の関係の電話サービスが始まりましたときに載ってございましたけれども、そういうタイミングのときに若干増えたとかというのはありますか。特に広報に載っていたから増えたということは基本的にはあまりないのでしょうか。分からなければ今回の2月と5月ぐらいのときの状況でも。

○藤井情報推進課長

令和2年2月の全登録者数で言いますと3,631人、1月の数字が3,628人ですので3名増ですとか、本年5月の数字で言いますと3,658人に対して4月が3,645人で13名の増といった状況でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。どれだけどういうふう伝えるかというのは非常に大事な状況でありまして、アピールする方法、今、防災関連の関係で広報に掲載されておりますけれども、何か周知方法について検討されていることがありますでし

ようか。

○藤井情報推進課長

情報発信する所管部署においては、防災危機管理課をはじめ広報等で周知を行っているところがございます。

一方、情報推進課のほうではメール配信サービスの登録方法についてホームページに掲載するとともに紙のチラシを市役所2階の情報推進課前のカウンターや支所出張所に配付し周知しているところです。

また、登録の仕方や登録したけれどもメールが届かないといった問合せを受けた場合に、登録のサポートの実施やメール配信システム上での設定の状況を確認し問題の解決を行っているところです。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。これは一つの提案と言うか、今後の可能性の問題ですけれども、例えば庁内に様々な窓口がありまして来庁されるわけですが、そういう窓口に表示するとか、あるいは案内のチラシを配布する、あるいはまた場合によってはその担当者から別件で来られてもこういうのがありますというふうなお声かけをすとかというふうなことは検討されていますでしょうか。

○藤井情報推進課長

委員のほうから窓口に表示したりとか各種の御提案のほうをいただきました。

現在、情報推進課ではマイナポイントの設定支援を行っておりますので、そちらに来られる方について何か支援とか工夫できることがないか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それと実際に設定をしようとしたらなかなかできなかつたり、またどういうふうにしたらいいかというのがよく分からない方が結構いらっしゃるけれども、以前、こちらのほうで防災危機管理課を御案内して設定してもらったという例もありますけれども、庁内にそういう、ここに行けばちゃんとサポートして設定ができるというそういうふうなことを検討はされていますでしょうか。

○藤井情報推進課長

先ほども御説明いたしましたけれども、情報推進課のほうにお越しいただいたり電話とかで連絡いただいても対応をさせていただきます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ではそういう案内というのを今後させていただきたいと思います。

それと、あと出張所とかコミュニティセンターというところについては、特に何かそういう対応できるような作業はされていますでしょうか。

○藤井情報推進課長

支所出張所のほうには先ほど申しましたように登録の方法を記載したチラシのほうを配付しておりますので、まずそのチラシの周知、配布をしていただくと同時に、その出張所の職員等に聞いていただければ、そのチラシを見ながらであれば説明は可能と判断しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。あと、以前、携帯電話会社の窓口での登録の案内とかサポートという話がありましたけれども、そういうことを今は実行されていますでしょうか。

○藤井情報推進課長

防災担当所管が市内の各携帯ショップでそういった支援に向けて調整しているといったことは承知しておりますけれども、防災所管が実施していることでございますので私のほうからのお答えは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○仲小路委員

すみません、分かりました。これは総務のほうを担当ということで分かりました。

あと、最後に1点ですけれども、さきのワクチン接種において予約がいっぱいとか、そういう情報がなかなか伝わらないというので、何度も電話された方がたくさんいらっしゃいましたけれども、例えばこういうものをこのメール配信サービスでお知らせするという、そういうことについてなんです、今、実際に随時の発信は観光だけだというふうになっておりますけれども、あと防災の関係は、当然、随時ですけれども、こういうことをメール配信サービスに載せるというふうなことは可能でしょうか。

○藤井情報推進課長

随時の情報の発信についての御質問ですけれども、市政情報がございまして、そちらへの掲載を所管課が希望すれば市政情報を管理しております広報・シティプロモーション推進室と調整の上、発信することは可能と理解しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。市政情報というのは定期的ではなかったかと思いますが随時は可能で

しょうか。

○藤井情報推進課長

市政情報については随時も定期も両方行っていると理解しております。
以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。では、その辺のことにつきましては所管の関係との連携でやっていただくことは可能だということで理解いたしました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○森戸委員

政策企画にお尋ねをするんですが、第2次総合計画について周知の段階のときに電子書籍版とか、第2回のときは徳山大学の知財開発コースにお願いをしてマンガ版も作成をしておりました。

こういった取組に関して利用状況とか成果、政策企画部なりのまとめと言いますか、そんなものをしていけばお知らせいただけたらなと思います。

それと、その中でこれからの光市を担うんだということで未来を描かせたりとか、担い手としてできることを考えようなど、総合学習の時間を想定してそういったページも設けていましたけど、実際に今そういう取組が行われたのかどうかも含めてお知らせいただけたらと思います。

○佐々木企画調整課長

ただいま委員よりマンガ概要版や電子書籍版等の利用状況、あとマンガ概要版の最終ページにあるものの活用についてのお尋ねだったかと思えます。

マンガ概要版につきましては、市では本市の中学生など若い世代を中心とした幅広い世代に分かりやすく総合計画の内容を紹介し理解を深めてもらうため作成いたしまして、市内の中学校の生徒をはじめ、成人の集いに参加する新成人など多くの人に配付をしたところでございます。

活用状況につきましては、平成29年11月に市立中学校5校を対象にまちづくり特別授業の教材として活用し、市長による特別授業を行いまして、その後、生徒による発表なども行われております。

なお、マンガ概要版は、その際には参考資料として活用したためマンガ概要版についての直接の感想とかそういったものではありませんでしたけれど、授業を受けた感想として七つのプロジェクトについて市がどのようなことをしようとしているのかがよく分かったといった感想ですとか、市が目指す将来像についてよく理解できたといったような感想を伺っております。

最終ページには、委員からも御紹介のありました、あなたの未来を描こうという欄とまちづくりの担い手としてできることを考えようという欄を設けておりまして、特別授

業においては、市長から中学生に投げかけをするなど活用を図ったところでございます。
以上でございます。

○森戸委員

要は、そういう世代に向けて打った手が生きてかどうかといったところだったんですが、今のを聞くとどうなんですかね、その辺のところがよく分からない、伝わってこないんですが、それを受けて今後どうするのかを含めてお知らせいただけたらと思います。

○佐々木企画調整課長

特別授業の際に、直接そのときに記入してもらおうということはなかったんでございますけれど、一部の中学校ではそれを総合学習の時間に活用して、将来、大人になったときにどんなことを書いたのかをまた確認してみようというような取組もされたというふうにお伺いしておりますが、直接その内容について把握はできておりません。

以上でございます。

○森戸委員

こういう新しいことを積み上げられていくんですから、やっぱり成果の部分もしっかり、そういう若い世代の意見を聞いたり、そういうところからまちづくりに関心を持ってもらうという取組は絶対に必要なことだと思いますので、次に向けて直すべき点があるのであればしっかり直して新しい総合計画に生かしていただけたらと思いますので、やっているだけということではだめだと思いますので、それだったらやらないほうがいいので、しっかりその辺はお願いできたらと思います。

それと、3月議会の委員会でお願ひしたんですが、中山川ダムの公共施設としての管理計画について有無を聞いたんですが、また調べておきますという話だったと思いますが、その後いかがですかね。

○佐々木企画調整課長

中山川ダムの管理計画の有無につきましては、平成29年3月に県によって中山川ダム長寿命化計画が策定をされております。

その中で、個々の設備に関する健全度の評価と対応方針を示した維持管理方針が定められておりまして、更新、対策の優先順位を判断してトータルコストの縮減、平準化を考慮して計画的に維持管理を行うという内容となっております。

以上でございます。

○森戸委員

ちなみにそのできた計画は計画期間と言うんですか、どのぐらいのスパン、10年とか20年で、このぐらいのときにこのぐらいの修繕があつてお金がこのぐらいいるんだみたいな、そういうのも出ているんですかね。

○佐々木企画調整課長

長寿命化計画によりますと計画の期間自体が平成30年から令和50年までの51年間にわたるものでございます。その計画内に要する更新対策費用の概算は約25億8,000万円という結果になっております。年間に換算しますとおおむね5,000万円でございます。

以上でございます。

○森戸委員

了解いたしました。その平準化したときの金額が構成市にとっては必要なところだと思いますので、そういうものがあるということが分かって、その絵ができるのだらうと思いますので、明らかになったということはよかったことだと思います。

それと、先ほどの同僚議員の質問にも重なるんですが、今年4月から行政経営室というものが創設をされて今回初めて出てきておられるんですが、これは市川市長の肝煎りのものだと思います。標榜している事務には、行政評価、事務改善、行政経営の推進などに取り組むということだと思えるんですが、今までの組織と比べて何がどう変わったのか、人員が増えたのかどうなのか、標榜する事務が増えたのかどうなのか、その辺のところからお知らせいただけたらと思います。

○岩崎行政経営室長

ただいま委員より行政経営室について以前の組織との違いに関する質問をいただきました。

委員御案内のとおり行政経営室については令和2年度までは財政課行革・行政評価係でしたが、令和3年度の組織改編により新たに行政経営室として設置され、職員も1名増員の3名体制となりました。

以前の係から室として強化された意図ですが、新型コロナウイルス感染症終息後の社会経済情勢を展望し、人口減少下においても中・長期にわたって持続可能な行政運営と財政構造への抜本的な転換を図っていくため、これまで成果を上げてきた行政改革大綱に基づく取組を継承しつつも、戦略的な行政経営の視点による取組を推進していくものでございます。

具体的には、今年度の主な取組としましては、先行委員の答弁でも申し上げましたが市長が公約に掲げました令和4年度以降の行財政運営の改革の基本指針となる行財政構造改革推進プランの策定を令和3年度末を目途に進めているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

私も同僚議員と論点は同じなんですが、今まで行革大綱やいろいろなものでやるべきことというのが相当出てきていると思います。これをというのは何なのかというふうに聞かれたと思うんですが、それに関しても今からというようなことで先ほど答弁があったんですが、私も前々から散々申し上げているのは、要は公共施設の再編とか管理計画の着実な実行と言いますか、管理計画にそれぞれの所管課が上げてきたものには、こ

うしますよみたいなことの検討の課題がみんな書いてあるんですが、それについて実行が伴っていないと言いますか、それを実行させるのは政策企画の仕事だと思いますので、要は指導力を発揮することが一番求められているんだらうと思うんですが、成果を出すと言いますか、公共施設についてそういう部分に関してはいかがですかね、計画を進めるためにどう指導力を発揮していくのか。

○岩崎行政経営室長

今、委員のほうから公共施設マネジメントをどう進めていくかということで質問をいただきました。

令和3年度においては平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画の改訂を実施する予定でございます。これは本計画の中で計画の前期、後期に分割した中間年において必要に応じて見直しを行うこととしていること、また令和3年1月26日付け総務省通知により令和3年度中の見直しが要請されていることを踏まえて行うものでございまして、改訂に当たり基本的には策定済みの個別施設計画の反映や更新費用推計の巻き替え、また総務省の指示する事項の記載などを中心に部分的な改訂を予定しているところですが、現行の第5章に記載してある施設類型ごとの方向性、こちらについても、再度、各部局に再検討をお願いすることとしております。

以上でございます。

○森戸委員

後退のないように進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○河村委員

中山川ダムの管理計画のところ、長寿命化計画というのを今初めて聞いたんですが、年間5,000万円を50年にわたって払い続けなければいけないというところがどうもよく分からないんですが、県が自分で負担するものと、それから3市が負担するものと、どういうふうな配分方法でやろうとしているのですか。

○佐々木企画調整課長

中山川ダムの管理計画に関する御質問ですが、先ほど申し上げたのはあくまでダム全体の維持管理ですとか、修繕、更新に係る費用の全体をお示ししておりますので、市が負担するものは原則、負担率があらかじめ決められておりまして、光市では20.81%の負担となっております。

ただ、事業費に対して国からの補助金というものもございますので、そういったものを差引いたものをそれぞれの負担区分に応じて負担をしていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

だから国があるなら、国、県、岩国、周南、光でちょっと配分の割合を言ってもらえますか。

○佐々木企画調整課長

県が55.1%、光市が20.81%、周南市が12.73%、岩国市が11.36%でございます。以上でございます。

○河村委員

国は。

○佐々木企画調整課長

国につきましては、そのときの例えば補助対象事業費、対象となる事業費等も変わってまいりますので、今、一概に何パーセントというところについてはお示しすることはできません。

○河村委員

ということは、要はこの25億8,000万円という長寿命化計画の総額は確定でないと、こういうふうを受け取れるわけね、要するに中身によっては国の補助が取れる場合もあると、そうするならば、今、広域水道そのものがもうなくなった状況の中でこのダムを例えば撤去したらどの程度の費用がかかるんだろうか。

○佐々木企画調整課長

ダムを仮に撤去したときの費用ということでございますが、そうした計算をしたものというのは今現在ございません。以上でございます。

○河村委員

だと思うんですが、もう広域水道計画がなくなったということは、光市ではない岩国市のダムの位置図の中で、本来なかったら出さなくていいんよね、負担金いらないんだから、そこをひっくるめて議論をする場がないと、だから前々からこの中山川ダムを管理する、昔で言ったら1市3町という配置の中で協議会をしっかりとつくってもらわないと、今の話でいったら県が自分のところで、それなら来年はこれをやろうかというような采配を振るわれたら具合が悪いので、そういうものを一緒に中に入って議論ができるような場づくりをぜひ提案をしていただきたらと思います。

以上です。

○小林委員

私からは、第2次光市総合計画の人口の減少段階で増減状況において令和2年度総人

口が4万9,410人と推計をされている中で、令和2年国勢調査の結果、山口県分について確認をさせていただきます。

○佐々木企画調整課長

ただいま国勢調査の山口県の速報値についてのお尋ねがございました。

令和2年10月1日を基準に実施した国勢調査における県内市町の人口と世帯数について、県は地方集計速報値を先月公表いたしまして、本市の人口は4万9,821人でした。

なお、第2次総合計画における令和2年の人口推計値は4万9,410人ですので、速報値と比べるとおよそ400人程度、速報値のほうが上回ったということになります。つまり人口減少の進行度合いが想定よりやや緩やかだったというふうに言い換えることができるのではないかと思います。

ただし、この速報値の結果はあくまで県の独自集計でございますので、今後、公表される国勢調査の結果とは異なることがあり得ますので申し添えておきます。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。先ほどの佐々木さんの答弁の中でいわゆる人口が減少していくカーブというものが少し当初の予定よりも抑制をされたというふうに理解をしたんですけど、この抑制をされたいわゆる理由、どういうふうに分析をされているかということについて非常に難しいとは思いますが、そこについてどのようにお考えか教えていただけたらと思います。

○佐々木企画調整課長

人口の減少の抑制の理由ということでございますが、様々な要因があると思うので一概に申し上げることはできませんが、想定されるものとしたしましては最近の外国人住民の増加というものが想定されるほか、新型コロナによる影響、あるいは人口減少に歯止めをかけるため我々も様々な施策を行っておりますので、そうした効果など多くの要素が複雑に絡んでこの結果になったのではないかとというふうに推測しております。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。非常に人口減少というものは光市だけではなくて近隣市町あるいは県、そして国、様々な大きなくくりでやっぱり考えていけないというふうに思っています。

そのような中でやっぱり人口減少というところが、今回、増加には至らなかったものの抑制できたというところは非常に成果としては上がっているのではないかとというところで、今、分析されているところも踏まえて引き続き検討していただけたらというふうに思います。

それと、もう1点よろしいですか、やはり光市への移住と定住というところを促進していくためには、いわゆる幅広い年齢層におけるニーズを的確にしっかりと把握をした上で費用対効果を勘案した上での施策というところが必要になってくるというふうに私は思っております。例えば移住定住にフォーカスをした市民のニーズをどのような方向で把握をされているか、その点についてお伺いさせていただきます。

○佐々木企画調整課長

移住定住の市民ニーズということでございますけれど、本市では移住定住に限らず様々な施策における市民の声を把握するためにまちづくり市民アンケートを毎年度実施しており、また昨年実施いたしました第3次総合計画の策定に向けた市民意識調査においても御意見や御提言をいただいているところでございます。

また、各地域におけるコミュニティプランの中で特に中山間地域では人口定住に関する取組が位置づけられておりますので、地域との連携を行うことで個別に地域ごとのニーズの把握にも努めているところでございます。

このほか、関東圏など都市域で行われる移住希望者向けのセミナー、こういったものにも積極的に参加いたしまして、現在はオンラインでの参加ということにはなりませんけれど、市民だけではなく全国の移住希望者の動向やニーズ、そういったものをつかみながら本市のPRにも努めておるというところでございます。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。先ほどの答弁の中で情報の収集をするために様々なチャンネルがあるというのは理解をいたしました。ですので、そういうチャンネルをより有効に活用していただいて、本当に幅広いニーズ、いわゆる人口減少とかそういうところを防ぐところのニーズをちょっと把握していただけたらというふうに思います。

なぜかと言いますと、やはりいわゆるヤング層とかあとミドル層とかシニア層、それぞれの層によって多分そういうニーズというのは変わってくると思うんですよね、それをいろいろなチャンネルを使って収集しているというふうに思うんですが、そこをしっかりと捉えて政策を立てていくことが非常に重要だと思いますので引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、地域情報化の推進に向けた答弁というところが先ほど同僚議員のほうからもございましたが、先ほどはメール配信のところ少しフォーカスをされておりましたので、例えば、今、地域情報化の推進に向けてICT技術というところを活用した情報発信というところが行われているというふうに思っていますが、その上で現時点における課題というか、それとその課題とその解決に向けた取組、先ほどのメール配信のところの内容以外のところがもしあれば、その辺も踏まえて御回答いただけたらというふうに思います。

○藤井情報推進課長

情報発信を行っているICTを活用したツールについて、その技術的またはルールの観点で課題と解決についての取組についてお答えしたいと思います。

まずホームページについてでございますが、令和2年3月にスマートフォンに対応するとともに災害時の情報発信力の強化などを目的にシステムのクラウド化を行ったところです。

新型コロナウイルス感染症への対策が本格化する時期と重なったため、新ホームページへの切替え当初から多数のアクセス数を得ているところですが、アクセス集中によるレスポンスの遅延などは発生せず安定稼働しているところです。

課題と解決への取組についてですが、ホームページは即時性のある情報発信ツールとして重要な役割を果たしており引き続き安定稼働に努めてまいります。

また、重要な情報をページに記載しても分かりにくかったり目の不自由な方などが利用する読み上げソフトで読み上げることができない、いわゆるアクセシビリティの低い記載では重要な情報を伝えることができません。

新ホームページ切替え時に情報更新等に当たる職員一人一人の意識づけも必要であることから職員研修を実施いたしました。今後も定期的に職員研修を実施し分かりやすいアクセシビリティの高いホームページの維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、メール配信サービスについてでございますが、これは先ほども仲小路委員のほうでお答えいたしましたけども、登録者数を増やすことが課題となっておりますので、引き続き窓口での登録の支援ですとか、チラシの配布等による周知を行うとともに情報発信を行っている関係所管とともにPRを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、SNSについて御説明いたします。

本市で取り組んでおりますSNSはフェイスブック、ユーチューブ及びインスタグラムの三つがございます。本市ではSNSが持つ拡散性、即時性、滞留性を生かすことで情報の伝播効果を期待し、市政情報や観光、イベント等のPRの発信をしております。

フェイスブックとインスタグラムの市の公式ページにつきましては、運用している広報・シティプロモーション推進室だけではなくほかの課からの投稿も掲載できるような運用を行っております。

課題と解決に向けた取組でございますが、SNSを運用する上での課題はいわゆる炎上と言われる特定の投稿に対しての誹謗中傷や非難が殺到している事態を避けることにあると考えています。

そのため、先ほど御説明したSNSの有用性を活用することや光市職員におけるSNSの適正な利用をすることを目的に光市SNS運用ガイドラインを規定しております。

あわせて、SNSを運用しようとする所管部署はガイドラインに基づき運用するSNSサービスごとに運用ポリシーを規定し適切な運用に努めており、これまでに炎上等は発生しておりません。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。今、ホームページとメール配信とSNSに分割していろいろと答弁をいただきました。やはりホームページについては、私もよく光市のホームページを見るんですが、いわゆる入りづらいとかそういうのを経験したこともないですし、私の場合、結構、議会のところとか、あるいはほかのツールのところも見んですが非常に見やすくなっているので、ただ、とは言えいろいろな人が見るところもありますので、引き続き先ほど言われたように職員も含めて教育というところを進めていただきたいというふうに思います。

あと、メール配信については登録者数を増やしていくということは非常に難しい、難しいというかやっていかなければならないというふうに考えています。先ほど具体的な数字も答弁いただきましたが、やはりその項目に応じて多分そのニーズというのは変わってくると思うんですけど、どの項目も非常に重要だと思いますので引き続き登録者数の増加というところを目指していただけたらというふうに思います。

あと、SNSについても、私、実はフェイスブックとかユーチューブも光市が出しているのを見ているんですが非常に分かりやすく出ていると思います。その中でもいわゆる市がどういうことをアピールしたいというのが少し隠れて出ているところとか、非常にいつも楽しく見ておりますので引き続きルールに則ってやっていただけたらというふうに思います。

あと、さらにこれは一つ要望でございますが、いわゆるホームページ、メール配信、SNSというところも非常に重要なツールだとは思いますが、今後、新たにICTの技術、いわゆるAIなど、そういうのも含めて、ぜひより効率的かつ効果的な情報発信ができる手段というところも引き続き研究を続けていただけたらというふうに思います。

私からは以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 39 号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

40 ページの(3)のセルフメディケーション税制の延長についてお尋ねをいたします。適用期限5年延長されるということなのですが、令和2年分の申告状況、対象がどのくらいあって、どのくらい申告されたんだというところの辺からお願いします。

○杉本税務課長

本市の令和2年分の確定申告及び個人住民税申告において、セルフメディケーション税制につきましては、4名の方が申告されている状況でございます。

以上です。

○森戸委員

対象はどのぐらいの、これは申告制だと思いますけど、対象とかっていうのがあらかじめ大体あるんですか。それはない。

○杉本税務課長

対象というのは、確定申告をされた方でしょうか。

令和2年分の確定申告及び個人住民税申告につきましては、今のところ、計1万1,441の方が申告されています。そのうちの4名です。

以上です。

○森戸委員

今の申告された4名の方については、どういった方なんですか。年齢的な構成とか、そういう部分が分かればお示しいただけます。

○杉本税務課長

その申告者の年齢層ということですけど、年齢層は幅広く、40歳代から80歳代となっております。

以上です。

○森戸委員

結局これそのものの周知の方法なんですか、この4名自体が多いか少ないか、さっきの対象から言うと非常に少ない、要は知られていないんじゃないかと思うんですが、そ

の辺の周知の方法、その辺はいかがですか。

○杉本税務課長

周知方法でございますが、健康の維持増進及び疾病の予防へ取り組むことを目的に、従来の医療費控除の特例として、平成29年1月から新たにセルフメディケーション税制が始まり、国税庁や市のホームページで周知しており、また、毎年の申告時期には広報誌等で周知を図っている状況でございます。

以上です。

○森戸委員

この制度自体、私もこっちに来て初めて知ったんですけど、制度自体は知らない人が非常に多いんじゃないかと思っておりますので、病気への予防として、また、医療費の適正化にもつながることを目的にこの制度も始まったと思っておりますので、またさらに延長されたということで、引き続き周知のほうをよろしく願いをいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第36号 令和3年度光市一般会計補正予算（第2号）（市民部所管分）

説 明：高橋地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○河村委員

防犯灯LEDの取りかえと言いますか、街路照明から防犯灯に切りかえるという話があったと思うんですが、どのくらいの進行状況と言いますか、報告していただけますか。

○小田生活安全課長

ただいまの質問でございますが、防犯灯への切りかえの進捗状況については、現在、職員による調査がほぼ終わり、老朽化した街路照明のうち、適正化ということで削減する箇所等の選定をしております。なお、そのうちLEDの防犯灯と同程度の照明を設置する箇所については、今後、連合自治会長会議での御意見をお伺いしたいと考えております。

以上です。

○河村委員

その調査の中に、要は周辺が暗いんでどうしても必要だとかという判断は誰がするわけ。自治会に聞いて回っているんですか。

○小田生活安全課長

判断については職員のほうでさせていただいています。その案を持って連合自治会長にお諮りするような形を考えております。

○河村委員

この街路照明の切りかえについては、今までどおり市のほうで電気料金を負担するというのでええんですか。

○小田生活安全課長

今回、計画消灯に伴ってLED照明をつけた場所の電気料金については街路照明推進協議会で負担するよう考えております。

以上です。

○河村委員

街路照明推進協議会には、どのくらいのお金が残っているんです。今後の、今の街路照明推進協議会が幾らだったか、二百何十万円か料金徴収をしよったと思うんですが、それはそれでずっと継続をして、その街路照明を防犯灯に切りかえてこれから先はずっと維持管理しようと、こういう話なんですか。

○小田生活安全課長

今後、電気料金の負担軽減を目的にダウンサイジングを図ろうと思っています。

スポンサー料等については、今までと同様にいただきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

街路照明の、今まであった既存の支柱については、どうも私らの感覚で言うと、その支柱があるから電気料金の負担をしてきたというふうに思っておったんですが、今の話からいくと、既存の電柱にLEDの電灯に付けかえて例えばやるとしたら、支柱を撤去

するということになるんで、そうすると、今までの広告宣伝費のような形での負担金が
どういうふうになるのかというのがちょっと理解できんですが、その辺を。

○小田生活安全課長

現在、街路照明協議会の保有件数は全部で約 400 基あります。そのうち、今回約 100
基程度の計画消灯を考えているんですが、今年度すぐに撤去するという事ではないん
ですけど、撤去する際には、看板の移設を考えております。

○河村委員

看板の移設というのは、どういう移設を考えておられるのか分かりませんが、例えば
中電柱に看板をつけたりすると、別にまたお金を負担したりせんにゃいけんようになる
んですが、そんなに簡単にできるんかな。

○小田生活安全課長

今の移設というのは、既存の街路照明の支柱に移設ということで考えております。

○河村委員

ということは、既存の街路照明は全部なくなるということじゃなくて、そのままの状
態で続くというのもあるんですね。

○小田生活安全課長

老朽化した街路照明の撤去ということは当然必要と思いますけど、まだ十分使える街
路照明はございますので、その辺で移設をしていきたいと考えております。

○河村委員

一部には根元が腐ったりして大変な状況もあったんで、そのことが事故につながるこ
とのないように、しっかり点検をしていただいて、あるいは、また毎年点検せんにゃい
けんちゅうことだけは、よう留意しとっていただいたらと思います。

それから、牛島の飲料水の、昨年度の修理代金から流量計の取りかえなんかが出てき
たんですけども、今、現行でお住まいの方が二十数名、これから先、どういう人口推
移をされるか分からんんですが、1人でも水は必要なんで続けんにゃいけんと思いま
すが、そうは言っても、費用対効果というところを考えたときには、ある程度の将来見
込みは立てていかなければいけないと思うんですが、その辺りの話は出てきていますか。

○小田生活安全課長

現在は、そういった将来的な話は検討しておりません。

以上です。

○河村委員

設備投資も、当初のタンクから言って10億円以上の設備を投資してきたんです。そのあたりのところはよく理解をされながら、極力、延命化を図っていただきたいと思いますが、今、し尿処理場の、あそこも膜処理で水を浄化してきよるんです。もともと同じ原理なの。今、牛島でやりよる、今回も膜を取りかえるのにお金がかかったわけですが、うちのし尿処理場は膜を3つも4つも持って、それを洗いながら使い回しをさせてもらいよるわけね。そんなところは考えられる。

○小田生活安全課長

すみません。ちょっと、聞き取れなかったんですが。

○河村委員

し尿処理場では、同じ膜処理の形で、実は同じ膜を3つも4つも持って、それを洗いながら取りかえていきよるわけ。うちの場合は、そういう形じゃなくて、たんに新日鐵に修理というか、一緒をお願いしよるわけいね。それが、膜そのものを余分に購入することで、取りかえを自分でできんのかね。

○小田生活安全課長

牛島の簡易水道施設では、RO膜という浄化システムにより海水の処理を行っておりますが、その技術的なことについては、申し訳ございませんが承知しておりません。

○河村委員

恐らく所管の問題にもかかわってくると思うんですが、あなたのところからお金が出ていくで、あなたのところ以外に聞くところはないわけいね。

一番当初の問題を言えば、新しい水源が見つかったということで、思い切って切りかえたんじゃないけど、現実的には同じ水源じゃったわけいね。しかも、お風呂を作ったりなんかすることで使用水が増えたから、塩分が入ってくるようになってしもうたのいね。今までよりは余分に。だから、ある意味で言や、市の負担なんで、その辺りのところは修理をするのに今回のようにコロナじゃけ期間が余分にかかったとか、そんなところで追加の経費を取られたんじゃないか困るんで、そういう膜を余分に購入することで、自分でそういった取りかえがでんのか、そのあたりの研究をしっかりとってください。

それから、無料法律相談が最近ちょっと私もよく聞くんですが、どの程度あるんですか。

○小田生活安全課長

無料相談については弁護士と司法書士の相談を実施しておりますが、ほぼ定員になるような状況でございます。

○河村委員

だと思んですが、どのくらいの数字が定員なのか分からんで、どのくらいの相談

事があるのかという。

○小田生活安全課長

失礼しました。弁護士相談の場合、弁護士2人で1日18人、年に4回ほど実施しております。司法書士相談は、1日6人、1人で年に6回ほど実施をしております。以上です。

○河村委員

弁護士が2人で1日18人の相談があると。司法書士は6人で、1人じゃなくて6人の相談があるちゅうこと。

○小田生活安全課長

司法書士1人で、1日当たり6人が定員となっております。

○河村委員

だから、定員じゃなくて何人相談に来たかと聞きよるのだから。

○小田生活安全課長

失礼しました。令和元年度の実績で申し上げますと、弁護士の民事相談が47件、家事相談が31件、司法書士の民事相談が3件、家事相談が34件となっております。

○河村委員

私もあまりかかわったことはないんですが、法テラスということで、結構、低所得者については弁護士さんが安く相談人に乗ったりするケースがあるんです。思いのほかとか、それは本当の、ここでやるような感覚に近いんですが、結構、意外に知られていないんです。法テラスそのものが。それは、何か周知の機会みたいなものは作っちゃってですか。

○小田生活安全課長

特別、そういった周知のほうはしておりませんが、例えば弁護士相談の予約を電話でいただいた際に、お急ぎの場合については、法テラスも含めて、そういった他の制度等の御案内は差し上げております。

○河村委員

無料法律相談に来る人が、最初からそんなことを理解して相談に来られます。

○小田生活安全課長

弁護士相談については、決められた日程で開催しており、予約の際は当然その日程に合わせていただいておりますが、予約がいっぱいになっている場合については、そうい

った他の制度の御案内はしております。

○河村委員

周南に法テラスを取り扱ってくれる人が何人いる。

○小田生活安全課長

申しわけございませんが、承知しておりません。

○河村委員

だと思いますが、普通の一般市民はもっと分からないので、パンフレットがどこかありましたかいね。あまり僕は見たことがないんですけど、そういったところも、最近、法律相談がすごい多いので、対応を、司法書士のほうはそんなに数が多いとは思いますが、弁護士のほうは結構件数がたくさんありますから、そういったところへも窓口を教えてあげるだけでも大分違うんじゃないかと思いますので、そういったお取り計らいをお願いしたらと思います。

以上です。

○仲小路委員

すみません。よろしく申し上げます。

光市のメール配信サービスにつきましてですけれども、情報推進課よりこういうチラシができておりまして、各コミュニティセンター、出張所、大和支所等に置いてあるというふうにお聞きしているんですが、まず、これがあるというのを皆さん確認されていますでしょうか。

○秋友浅江出張所長

光市メール配信サービスについての御質問ですが、支所、各出張所の窓口等にはチラシを設置しております。

以上でございます。

○仲小路委員

今、浅江でお聞きしたんですけど、各出張所もあるようになっておりますかね。分かりました。

それで、実際にメール配信サービスの案内とかをされたような事例はありますか。具体的に窓口で。

○秋友浅江出張所長

メール配信の御案内ということなのですが、昨年度、令和2年度で申し上げますと、室積出張所において2件しております。支所、他の出張所においては問い合わせがなかったと確認しております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

実際になかなかできないという方がいらっしやいまして、説明されたのは、具体的に
対応されて登録のサポートとかをされたという、そういう状況はあるでしょうか。

○秋友浅江出張所長

各出張所の窓口において、これまで具体的なサポートについての問い合わせ等はござ
いませんが、市民から登録を代わってやってくれということがあれば、市民サービスの
一環として一緒に操作し、お手伝いをさせていただけたらと思っています。

○仲小路委員

分かりました。実際に機種といろいろ状況によっては変わると思うんですが、基本的
に来られたら対応できるというふうに思っていてよろしいでしょうか。

○秋友浅江出張所長

対応は可能と考えております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○森戸委員

さっきの補正のところで聞いてもよかったんですが、地域おこし協力隊についてお尋
ねをいたします。

この地域おこし協力隊は、東荷のところなんですけど、今から2期目が始まるという
ことで、光市としてどういう目的があって、その目的自体をどう達成されたのか。コミ
ュニティプランの実現の支援とかいろいろあろうかと思うんですが、この3年ぐらいの
総括といいますか、評価といいますか、その辺が分かればお示しいただけたらと思いま
す。

○高橋地域づくり推進課長

地域おこし協力隊の3年間の成果というか、そういったものについてのお尋ねですが、
一般質問で部長も少しお答えしたと思うんですが、現在、東荷地区で活動中の隊員につ
きましては、平成30年7月から本年6月30日までの3年間の任期なんですけど、コミ
ュニティプランの実現支援、これを目的に、主に空き家の有効活用に関する任務に取り組
んでおられまして、その成果として、東荷コミュニティ協議会の皆さんと地区内外の子
供たちを対象とした新たなイベントを実施したりとか、あるいは東荷地区の活動をPR

するため、SNSを活用した情報発信を行うといった、地区内の方はもとより、地区外の方も含めた新たな交流の機会の創出というものに努めてきたというところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

事務事業の評価というのをしていくんだと思うんですが、評価する場合の基準、どういうふうにこの事業を評価するんですか。例えばイベントを実施したと言われたんですが、どのぐらいの目標的な数があって、どのぐらいを実現したんだとか、SNSもどのぐらいの回数をやったのかとか、その辺のところの評価、それはどのように考えておられますか。

○高橋地域づくり推進課長

数値的なもので表せないものも結構あると思いますし、逆にイベントの関係で言いますと、何でもかんでもコロナのせいにしちゃいかんというのものもあるかもしれませんが、予定していたものの、実際、今年の春以降につきましてはイベントが開催できていない状況というのもございますので、今後、どういう形で評価していくのかというのを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

いやいや、そういうものって1年ごとにやっていくものなんじゃないんですか。例えば1年目はこうで、2年目はこうで、今年のコロナのときは、それはしょうがないと思うんですが、例えばイベントを実施して、ちなみに言うと、どんなイベントを実施されたんですか。

○高橋地域づくり推進課長

1年目におきましては、里の厨の斜め前に空き家がありますけど、こちらのほう、雑木の伐採等、周辺の環境整備をして、室内のリフォーム等も地域の方とともにに行いまして、農業体験施設、里の灯という名前をつけて利活用を図っております。この施設において、サツマイモの収穫体験、あるいはハロウィンのカボチャランタンづくりのワークショップ、それから、山口市の地域おこし協力隊を招いた竹製自転車乗車体験、あるいは消しゴムはんこづくりといった体験会、こういったものを開催しております。

以上でございます。

○森戸委員

SNSは。具体的には。

○高橋地域づくり推進課長

SNSにつきましては、もともと東荷地区ではいわゆるホームページというものはなかったんですけれども、ホームページを作成するとともにSNSを立ち上げまして、こちらのほうで東荷地区の情報というものを発信しております。

以上でございます。

○森戸委員

そういうふうに具体的に言っていただかないと分かりませんよね。要はこれ自体を何でどう思って評価というのがあって次の募集にいくものだと思うんですけど、さっき、そういうのは今からですみたいな話だったんですが、その辺はどうなんですか。そんなにいいんですか。

○高橋地域づくり推進課長

今からという部分につきましては、里の灯については、コロナという状況もありましてなかなか活用が思うように動かせない部分があるというところで、予算のほうでもご説明をした部分があるんですけども、東荷地区に、いわゆる第3期となる隊員の募集をいま行っておりまして、この隊員に引き継ぐという形で考えております。

第1期の評価につきましては、今後考えるという部分につきましては、いわゆる数値的なものが、どうしてもということであれば、そのあたりを考えていかなければいけないということでございます。

以上でございます。

○森戸委員

イベントを開催して、どのぐらいにぎわいが出たんだとか、もう少し何か客観的なものがあるといいかと思うんですけど、その辺のところも含めてよろしく願いできたらと思います。

このぐらいにしておきます。

○河村委員

出張所の業務内容というのは、建物の維持管理とか、周辺環境整備というようなことまで入っているんでしょうか。

○小野三島出張所長

出張所部分の機械警備は行っておりますが、建物につきましては、コミュニティセンターとの複合施設であるため、維持管理はしておりません。

以上です。

○河村委員

周辺の環境整備についても同じこと。

○小野三島出張所長

特に周辺の環境整備等もやっておりません。

○河村委員

分かりました。

○小林委員

マイナンバーについて少しお聞きをします。

マイナンバーカードというものは、身分証明書としての利用のほかに、オンラインでの行政の受付やコンビニでの住民票の取得などにも利用できて、市民、いわゆる行政の双方に多大なメリットがあるというふうに考えております。

制度導入以降、行政の積極的な働きかけによって本カードの取得状況というのも年々増加しているということは理解しているんですが、現時点における取得状況というところとコンビニ交付サービスの実施状況、そして、マイナンバーカードの取得推進に向けた取り組み、こういうものについてお聞かせください。よろしくお願いします。

○中田市民課長

マイナンバーカードにかかわる御質問でございます。

まず、マイナンバーカードの交付状況でございますが、令和3年5月末時点の交付率としましては38.8%で、これは令和2年5月末時点から15.9ポイント、人数にして約8,000人伸びております。前年の同期間の伸び率が4.5ポイントですので、大きく伸びているという状況でございます。

続きまして、コンビニ交付でございますが、令和3年5月の利用率は12.79%でありまして、前年5月の利用率が5.75%ですので、こちらは7.04ポイント伸びているという状況でございます。

最後に取り組みについてのお尋ねでございましたが、今年度は5月から2月までの間、通常窓口におきまして、申請のサポートサービスを行うとともに、毎月第2日曜日の午前中に休日窓口、また、第1、第3水曜日に19時までの延長窓口を開設し、マイナンバーカードの交付と申請のサポートを行っております。

昨年度と比較しますと、実施期間を5か月間延長しております。また、実施内容としましても、新たに平日の延長窓口、こちらを開設し、対策の強化を図っているところであります。ちなみに、6月の対策強化の状況を申し上げますと、2日と16日の2日間の延長窓口で計103名、13日の休日窓口では189名の方が来庁されております。

以上でございます。

○小林委員

すみません。ありがとうございます。

着実に成果が出ているということで大変喜ばしいことだと思います。本当に、申請のサポート、そして、休日の窓口、そして、平日の長期延長ということで、今の働く人た

ちも含めた対応がしっかりとなされていますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。私もしっかりと対策をしていきますので、すみません、よろしくお願いいたします。

それと、もう一つ、毎年7月に社会を明るくする運動の強化月間ということで定めて、いわゆる人権に関するイベントを開催していきますという、私が以前、一般質問でやった答弁の中にあつたというふうに思うんですが、昨今の新型コロナウイルスの感染動向を踏まえて、今年度の各種イベントというところが柔軟に検討していく必要があるというふうに考えていますが、見解のほうをお伺いさせていただきます。

○福原人権推進課長

社会を明るくする運動につきましては、例年7月の強調月間を中心に、のぼり旗の設置やホームページなどを活用した周知や、光市推進委員会の委員や地域の皆様の御協力の下、店舗入り口などにおいて、啓発用物品などの配布を行いながら街頭啓発、こういったものを実施しております。

このように、例年は強調月間中の7月に行事を集中して行っておりますが、議員御提言いただきましたけど、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度の行事内容につきましては検討する必要があるというふうに認識しております。

このため、5月中旬に更生保護団体の皆さんと本年度の取り組みについて協議をさせていただいたところでございます。その中で、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、大人数で開催する会議、こちらを中止し、不特定多数の接触が生じる街頭啓発については、状況を見て実施について検討していくことで意見の一致を得ているところでございます。そういう中で、現在までに実施した行事がございまして、例年開催しております光市推進委員会、こちらを6月21日にその推進委員会に変えまして、保護司会光支部長、更生保護女性会会長などに御出席をいただきまして、内閣総理大臣メッセージの伝達式を行っております。

今後の予定としましては、9月に非接触型の啓発活動として、小中学生を対象にした作文コンテストの開催を計画しております。

いずれにしましても、本運動につきましては、本年12月、今年いっぱい開催を予定しております。行事につきましては、更生保護団体の皆さんとも協議して、実施する際は適切な感染防止対策に配慮し、例えばデジタルツールの活用などによる非接触型の啓発活動、こういったものを開催、そういった工夫もしてまいりたいと考えております。

以上です。

○小林委員

ありがとうございます。

やはり、このコロナの状況をしっかりと見極めた上で、行事の内容というのをしっかりと関連機関と調整しながら進めていくということで理解はいたしました。その上で、やはりこういうイベントというものを、この状況があるとは思いますが、例えば、なかなか難しいと思うんですけど、オンラインなどを使ってより多くの方を巻き込んで

やっていくというところも、ひとつ、今後検討をしていただけたらというふうに思います。やはり、こういう活動というものは、更生保護というところは、自分が携わることによって考え方も変わってきますし、支援の輪というところも広がってくることに繋がりますので、ぜひこの辺については積極的にお願いをしたいというふうに思います。

では、次の質問なのですが、平成30年から令和2年において、消費生活センターに寄せられた相談について、その相談件数については以前同僚議員の中の答弁にもあったのですが、相談件数の中で、年齢層とか、あるいは男女の比率、少し細部にわたりますが、推移というところについて教えていただけたらと思います。

○小田生活安全課長

平成30年度から令和2年度までの消費生活センターへの相談者の内訳についてのお尋ねでございますが、まず、相談者の年齢層については、平成30年度から令和2年度までのどの年度も70歳代以上が一番多く、次いで、60歳代、50歳代、40歳代の順となっており、割合で申しましても、60歳以上の相談者が半分以上を占めております。

また、男女の比率につきましては、どの年度もおおむね男性が4割、女性が6割となっており、女性の相談者の方が多い傾向となっております。

以上です。

○小林委員

ありがとうございます。

傾向等、いわゆる年齢層のところと男女の比率というところは理解いたしました。その上で、しっかりといろいろな相談が来ると思いますので、そこに柔軟に対応していただけたらというふうに、引き続き対応していただけたらというふうに思います。

最後の質問でございます。

よりよい消費者の教育の実現に向けて、例えば受講者からのアンケートというものを実施していると伺っていましたが、その内容について、少し披瀝いただいてもよろしいでしょうか。

○小田生活安全課長

消費者教育の受講者アンケートについてのお尋ねでございますが、消費生活センターでは、毎年、市内の高校3年生を対象に賢い消費者になるためにをテーマとした消費者教室を開催しております。その消費者教室では、毎回、講師の進め方や使用した教材、パワーポイント等でございますが、そういったものが適切であったかなどのアンケート調査を実施しておりますが、全ての項目で、よかった、まあよかったが約95%を占めており、多くの生徒から好評を得ております。

また、感想欄では、商品に関して困ったら消費生活センターに相談することが分かった、社会に出て役立つ情報を学ぶことができた、これから1人暮らしが始まるので詐欺等に気をつけたいなどの感想があり、一定の成果を上げることができているものと考えております。

以上です。

○小林委員

ありがとうございます。

アンケート結果について詳細に御報告をいただきましてありがとうございます。やはりアンケート結果をしっかりと自分たちがキャッチをした上で、それを今後の消費者教育のところにカスタマイズというか、より向上させていくということは非常に重要だと思いますけど、例えばアンケート結果を活用してどのような教育をしていくかという見当はされているでしょうか。そこだけお願いいたします。

○小田生活安全課長

ただいまの質問ですが、アンケート結果については、必ず分析を行った上で、消費者教室での説明方法を工夫するなどフィードバックを行うことで、高校生に分かりやすく効果的な消費者教室になるように努めております。

以上です。

○小林委員

ありがとうございます。理解いたしました。

最後、もう一つ、要望なんですけど、アンケートのところというのが、今回、高校生をターゲットにされていたというところで、これについても少し幅広い年代から多様な意見を吸い上げていただきますよう、そして、それこそよりよい消費者生活の実現に向けて、そういう教育をしていただきたいというふうに思っていますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 37 号 光市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

この再交付手数料、あるいは費用についてのお話をもう少し詳しくしていただいてもいいですか。

○加川総務課長

個人番号の作成につきましては、市が地方公共団体情報システム機構に事務委任をしております。新規発行、それから再交付、これに関する代金相当額を交付金として市から機構にお支払いをしております。

一方で、新規発行分につきましては国から補助金が交付をされておりますけども、再交付分につきましては、その交付、該当がありませんので、受益者負担といえますか、市民の方にお支払いをいただいているというところがございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、その金額はどういうふうなあれになっているんですか。

○加川総務課長

金額につきましては、条例に規定を、先ほど申しました別表の 12 の項で記載をしておるんですけど、すみません。資料はついていないんですけども、現在、再交付の手料は 800 円でございます。

以上でございます。

○河村委員

資料はついていないんですけどというのがわからんけど、再交付をするときに個人の人は 800 円を払うと、ほかには、ここには何も書いていないの。

○加川総務課長

新規交付に関しては、手数料は無料ということになっております。

○河村委員

こっちは資料だから、もうちょっとわかりやすく資料の中には明示をしていただいたらなど、もともとの条例からいけば全くそういった金額等については出てきておりませ

るので、どこそこを該当するというような文言があってもええような気がするんですが、私の見落としですかね。

○加川総務課長

議員の言われるように、今回の手数料に関するところは削る条項でありましたけれども、大変申し訳ないですけども、参考資料としては、そのあたりの金額等は明示はしておらない状況であります。

○河村委員

それは何か意味があるんですか。変更があったときに対応するために何か附則のようなもので対応をするのか、そうじゃないの。

○加川総務課長

今回は単に条項を削るということでありましたので、先ほど私、口頭で説明をさしていただいたんですけども、そういうところで資料の添付まではしておらないということでございます。

○小田総務部長

資料の作り方も含めてわかりやすくということであります。今回は添付をいたしておりませんが、一覧の中でこのカード発行に係る事務手数料については800円という規定をさせていただいております。

今回、この手数料条例に基づく800円の徴収から機構の手数料としての徴収に変わりましたので、条例上ではこの800円の項目を落とすと。この部分の参考資料をつけておりませんでしたので、今後は、こういうものはわかりやすく添付をするように検討をしたいと思います。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第38号 光市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第 36 号 令和 3 年度光市一般会計補正予算（第 2 号）（総務部・消防担当部所管分）

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○中村委員

防災指令拠点の整備基本計画についてお伺いしたいと思います。

光市防災指令拠点整備基本計画の説明資料というのを、私読まさせていただき、前回の委員会のときの同僚議員等の質疑も踏まえた上で質問をさせていただきます。

まず、用地取得についてなんですけれども、前回の委員会で11月から12月にかけて補償コンサルタントによる現地調査及び補償費用の算定を行い、その結果を予算に計上しているということでしたが、その後の進捗状況と今後のスケジュール等をお聞かせいただければと思います。

○加川総務課長

用地取得につきましては、3月議会の予算の説明の際に御説明いたしましたとおり、本庁舎敷地北側周辺の民有地3筆、約1,250㎡、こちらが対象でございます。

3筆の地権者に対しましては、昨年1月、基本構想を策定した後に防災指令拠点施設整備、この事業の説明をさせていただき、昨年6月、基本計画を策定した後は、用地取得の可能性についてもお話をさせていただくなど、今日に至るまで断続的に交渉を進めておりますが、いずれの地権者からも防災指令拠点施設の整備、それから、用地取得に対する御協力、こういった御意向をいただいているところでございます。

こうした中、防災指令拠点施設の整備につきましては、市民の皆様のお安全安心を確保するため極めて重要な事業でございますことから、用地取得の確実性を担保するため、土地収用法に基づく事業認定の手続を行った上で用地取得を進めることとしております。

今後の予定でございますが、事業認定の申請に当たりましては、配置図等の図面が必要となりますので、まずは基本設計を着実に進めてまいり、10月頃には土地収用法に基づく事業説明会を開催するとともに、県や税務署等との協議等、事業認定を受けるため

の経路等を経た上で、本年末、あるいは年明け早々には地権者の方と土地売買契約、それから、土地の登記を完了するなど、今年度中には用地取得を終える予定としております。以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。

では、事業計画のスケジュールについては、基本実施計画に入っている頃だと思えますけれども、基本実施設計の進捗状況はいかがでしょうか。

○小熊防災危機管理課長

基本実施設計の進捗についてのお尋ねでございます。基本実施設計につきましては、本年2月に一般競争入札により業者を選定し、3月に委託契約を締結しております。そして、その後、取得を進めております民有地部分を含めた測量を3月下旬から4月にかけて実施をし、現在は月に2回から3回のペースで業者との打ち合わせを重ねながら基本設計の作成を進めております。

今後のスケジュールでございますが、基本設計については、秋口を目途に基本設計を取りまとめるとともに、実施設計については今年度末の完了、これを目指しているところでございます。

基本実施設計については、業者選定をはじめ、これまでのところ予定どおり進んでおりまして、次の議会には一定の資料をお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。両方とも順調ということで、とても楽しみにしております。

あと一つ、基本実施設計でどのようなことが示されますか、お願いいたします。

○小熊防災危機管理課長

まず、基本設計のほうなんですけれども、こちらについては、昨年6月に御議決をいただきました防災指令拠点整備基本計画に基づいて、施設の整備位置をはじめ、規模や構造、非常用発電設備等の導入設備を確定するとともに、各階の平面図や立面図等の作成、また、内外のデザインや工事費の概算、工程計画等について基本設計書として取りまとめるといことになります。

それぞれの項目については、これから整理を進めていくというような段階であります。整理に当たっては、例えば整備位置であれば、取得を進めている民有地を含めた敷地形状、レイアウトを想定した建物形状、本庁舎からの経路等を考慮した上で最適な場所を検討することになるかというふうに思いますし、諸室のレイアウトであれば、災害対応時の動線を想定するとともに、災害対応の中核となる総合防災情報システムにおけるマルチモニター等の効果的な配置、こういったことなども含めまして検討をするというふうに、各項目についていろいろな視点からの検討、あるいは比較を行いながら基

本設計のほうに反映をさせてまいりたいというふうに考えております。

なお、基本設計に続く実施設計のほうは、これは基本設計書に基づいて詳細な設計を進め、建設工事の契約や施工に必要な図書を作成するということになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。

ちょっと前に鹿児島島の噴火があったりとか、昨日、台風5号も発生したりだとか、自然災害というのは本当いつ起こるか分からないということで、そういう災害に対しても的確に対応できるよう、まさに防災の拠点になる施設でありますので、市民の期待も高いと思います。今後とも順調に進んで、なるべく早めの機能の移転など、よろしく願います。ありがとうございました。

以上です。

○仲小路委員

失礼します。昨年的一般質問をさせていただきましたけれども、メール配信サービスにつきまして、携帯ショップでのサポート、あるいは御案内についてのお願いを調整をされるということでございまして、現在、光市にはa uが2店、それから、ソフトバンクとドコモが1店ずつございますけれども、その店舗ごとにつきましての対応をいただける内容をお示しいただきたいと思っております。

○小熊防災危機管理課長

携帯ショップと連携したメール配信サービスの周知ということで、防災のメール配信サービス情報のうち防災情報についての取組ということで、市内の携帯ショップとの連携による周知について4店舗と調整をした結果、4店舗全てで快くお引き受けをいただきまして、昨年12月から御協力のほうをいただいているところでございます。

具体的な内容といたしましては、各店舗ともということになりますが、新規や機種変更等で窓口に来られたお客さんにメール配信サービスの御紹介をしていただくことや、登録のサポート、それから、店舗でのチラシを設置ということで御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

わかりました。ありがとうございました。

○森戸委員

3点ほどお尋ねをいたします。

選管のほうにお尋ねをするんですが、選挙のポスターの掲示板についてなんですが、

昨年、市議選があったときに住民から指摘があつて、要は道路ぎりぎりに掲示板が設置をされていて、一方で子供が通る、車が通る、非常に危ないということで申入れをしたと思うんですが、それについてはいかがですか、何らかの検討がされましたでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

昨年の市長・市議選で上ヶ原の場所の掲示板だったかと思うんですけども、これにつきましては、道路からちょっと下げて次回の衆議院選については設置をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

その1か所だけではなくて、200か所以上ポスターの掲示板ていうのはあると思いますので、それについても、そういうところがないかも含めて次回の衆議院選に向けてチェックをしていただけたらと思います。

それと、入札について少しお尋ねをしたいんですが、公共工事の発注見通しの表示の仕方について少し確認をさせていただけたらと思います。

公共工事の発注者は、法令で発注見通しを公表するという義務があつて、その内容というのは企業活動の大きな指針となります。公共工事を行う企業が1年間の経営方針を固める上で欠かすことができない発注見通しについて、光市では4月1日にその見通しを四半期に分けて発表しています。

この発表の仕方についてなんですが、見通し一覧に掲載される基準っていうのがわかればお示しをいただけたらと思います。要は、金額的なものと情報の更新の頻度、一般的な目安として定められているものと比べて光市の状況はどうなのか、より細かくやられているほうが業者にとってはありがたいと思われまして、委託契約等に関しては掲載をしないのか、その辺の点についてお尋ねをいたします。

○渡辺入札監理課長

発注見通しの仕方及び基準についてのお尋ねでございますが、まず発注見通しの公表につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条及び同法施行令第5条の規定に基づき毎年度、市のホームページの入札監理課のページにて公表を実施しているところでございます。

次に、公表の基準でございますが、発注見通し一覧表に掲載する基準について、当該年度に発注することが見込まれる公共工事で、予定価格が250万円を超える工事を対象に当該工事の工事名や工事場所、工事の種別、工事期間、入札契約の方法及び工事の概要などの事項について公表をしているところでございます。

また、発注見通しに関する情報の更新につきましては、四半期ごとの4月、7月、10月、1月の4回、変更後の発注見通しを公表することとしております。

次に、業務委託に係る公表についてでございますが、現行の根拠法令においては、公共工事を対象に発注見通しに関する事項の公表について義務化しておりますことから、

現在、建設工事を対象とした発注見通しの公表を実施しているところでございます。
以上でございます。

○森戸委員

ありがとうございます。確認という意味合いでさせていただいたんですが、小刻みに公表されている模様でございますので、よろしく願いをいたします。

それと、ペットの同行避難所についてお尋ねをしたいと思います。

これは3月の議会のときにもお尋ねをしたんですが、そのときの答弁では、委員会の中で台風シーズンまでに1か所、専用の避難所内に一角を設けてペットコーナーとして試行的に実施ということだったんですが、既に獣医師会のアドバイスを受けて専用避難所の建設が行われております。

台風シーズンまでという早いスピードで設置をされている状況にありますので、そういうふうに変更されたこれまでの経緯と進捗状況、現状の状態で、完成なのかを含めて、その辺のところからちょっとお尋ねをいたします。

○小熊防災危機管理課長

ペットの同行避難所につきましては、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、女性や障害者、育児などの多様な視点を取り入れた避難所環境整備に継続的に取り組んできてい
る中で、本年度の避難所環境整備事業のポイントとして取り組むものでございます。

本市においては、ペットを飼っている市民の避難行動につなげるとともに、ペットのいる避難者とそうでない避難所を同一避難所で受け入れた場合のトラブルや、双方のストレス等を考慮し、ペットとの同行避難専用の避難所として試行的に実施をすることといたしました。

進捗のほうでございますが、これまで避難所運営を担当する環境部など、環境所管と協議をし、その内容を検討するとともに、市内の獣医師さんからのアドバイスをいただく中で準備を進めてきたところであります。

議員のお尋ねでございます大きな懸案でもありました施設選定について、駐車場を含む施設規模や周辺環境、それから、平常時の利用状況、こういったものを勘案した結果、テクノキャンパス研修センターを専用の避難所として、ペットの置場は隣接する大蔵池公園のほうにということといたしたところでございます。

これに伴いましてペット置場を整備することとし、当面、6畳程度のユニットハウスを3棟設置をすることとし、現在、予備費充用により設置工事を行っているところでございます。

開始時期といたしましては、ペット置場の設置工事完了後の7月1日から開始することというふうにしております。また、同日には開所式及びペット同行避難所の運営訓練、さらには、市内獣医師さんとの災害時応援協定の調印式を同時に実施をするというような予定としているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

予備費から充用というふうに言われたんですが、金額的にはどのぐらいの概算になるんですか。3棟設置されていると思いますけど。

○小熊防災危機管理課長

ペット置場3棟の設置工事費でございますが、契約金額で税込み495万8,100円でございます。

以上でございます。

○森戸委員

7月1日から開所式で、訓練もやられて協定も結ばれて、そこから始まるんだと思うんですが、具体定な運用についてどういうふうに、実際に起こった場合にどういうふうになるのか、その辺がわかりやすくお示しをいただけたらと思います。避難のやり方も含めて、実際にどういうふうに、お電話をして、どういうふうにそこに行くのか。

○小熊防災危機管理課長

運用に対してのお尋ねでございます。今回の避難所でのペットの受入れに関しましては、これまで自主避難所の段階では不可ということにしておりましたが、ペット同行避難所とすることで、自主避難所の段階から開設をし、その運営は環境対策部において行うこととなります。

自主避難所の段階でございますので、ほかの自主避難所と同様に、一斉開設の場合は当然、事前の連絡は必要ないんですけれども、一斉開設でない自主避難所の場合、自分の身に危険を感じた場合に自主的に避難をされるというときには、ほかの自主避難所と同様に防災危機管理課のほうに事前の連絡をいただいて、開設の準備が整った後にお越しいただくという格好になろうかと思います。

それで、ただ、この運用に当たりまして、ペットの飼育管理、こちらにつきましては、市の職員ではなくて、避難者自身が責任を持って行うことが原則でありますので、ペットフードをはじめ、必要な物品は飼い主の方が持参をしていただき、給仕や食べ残した餌の片づけ、それから、ふん尿の処理、ペットに係る苦情の対応などについては行っていただくということになりますし、飼い主の避難スペースのほうへはペットを持ち込まないようにしていただくことが必要となってまいります。

それから、受入れの対象ということになるんですけれども、これは犬、猫、それから小動物で、ケージに入れることが可能な動物はケージに入れていただくと、それから、犬については登録及び狂犬病の予防接種をしているといったことが基本となってまいります。

また、ケージに入らない大型犬などにつきましては、車中避難ということで想定をしております。

それから、蛇やワニといった、こちらのほうについては、逃げた場合の捕獲であったりとか、避難者やほかのペットの安全確保など管理上支障があると考えられるものにつ

いては対象外というふうに考えております。

あと、受入数についてなんですけれども、ケージの大きさにもよりますけれども、1棟当たり犬12匹、猫16匹、それから、小動物20匹程度というような想定であります。ただ、現実、犬、猫といったところが多いのかなというふうに想定しておりますので、状況によっては犬2棟、猫1棟、または犬1棟、猫2棟というような感じで、状況に応じて柔軟に運用をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

今もろもろ言われたことを周知をどうするんですか、今ちょっと書きとれなかったんですけど、具体的にはいつぐらいから周知を初めて、いつから受入れが可能なのかということと、今の話された部分自体を、そのものの周知、1枚紙か何かにして周知する必要があると思うんですが、その辺のところを教えてくださいませんか。

○小熊防災危機管理課長

周知につきましては、防災所管におきまして、まず、市の広報7月号、こちらのほうで概要のほうを掲載する予定としておりますし、市のホームページ、それから、フェイスブックにも同様の記載をしてみたいというふうに考えております。

また、避難所の運営を担当する環境所管においては、犬の飼い方教室であったりといったような機会を利用して周知のほうをするというような格好にしております。

また、今回のペット同行避難所の試行実施のほうに助言等をいただいております市内動物病院とも連携をして、周知のほうに努めてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

獣医師会との協定についてなんですけど、具体的にはどういうことをされるために協定をするんですか。

○小熊防災危機管理課長

協定の内容ということでございますけれども、これは、避難所がある程度長期化するような場合に、ペットの同行避難所における動物の回診とか健康相談、こういったことに関することであったり、あとは物資の供給ということで、市内の動物病院さんが平常備蓄をしておられますペットフードなんかを提供してもらおうというようなことが内容になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○小田総務部長

ただいまの協定内容につきましては想定でございまして、まだ確定まで行っておりませんので、想定する内容というふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。対象の世帯も犬だけで720でしたか、飼われているのが。また猫とかも含めると相当なものになるかと思しますので、まずは1回やってみないとわかりませんが、周知も含めてしっかり行っていただけたらということと、皆さん興味津々あの建物を、散歩されている方が、これは何だろうかというふうにも見ておられたりもしますので、もちろん、動物と一緒に避難も大切ですが、それ以上に今ある人が逃げるところの避難所、その辺の環境の整備も含めて併せて一緒にやっていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○河村委員

今のちょっとペットの避難所を大蔵池公園がプレハブという話を聞いたんですが、大蔵池公園は都市公園じゃなかったんですかいね。これは公園の使用に当たっての何か新しいやり方にしたんですか。それとも臨時的な運営なんですか、プレハブそのものが。いつ起きるかわからん災害について、公園そのものを縮小するということにつながるんですが、その辺はどうですか。

○小熊防災危機管理課長

大蔵池公園は都市公園ではありません。

この使用に当たっては、当然所管であります都市政策課のほうとも協議した上で、こういった形での使用をということで実施をするものでございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、何の公園、大蔵池公園は。

○吉本副市長

今、河村委員さんのほうからお尋ねがあった公園は、その他公園という位置づけになっております。

以上でございます。

○河村委員

その他公園には縛りがないんですね。

○吉本副市長

都市公園法に基づく縛りというものはございません。

以上でございます。

○河村委員

ほかに何か縛りがあるの。言い方が……

○吉本副市長

今、詳細な資料を持ち合わせておりませんが、都市公園であれば、光市の条例に基づくいろんな制約なんかがあるんですけども、その他公園であり、今回は試行ということでもありますし、本来の公園の目的に支障がない範囲でということで建設部のほうと協議が整ったというふうに報告を受けております。

○河村委員

理解はしておりますので、そういった整合性をきちっと図って、例えば都市公園でなくても何か制約がある公園なのか、そうじゃないのかということも整理をしておいていただきたらと思います。

それから、防災指令拠点の、測量が大方終わったような話を聞いたんで、今、北側の市道についてはどのように取扱いをしちよってですか。

○加川総務課長

北側の市道につきましては、今から用地の取得と併せて防止指令拠点を整備していく過程で、建設部ともその道路の在り方等については協議をしながら進めております。

○小田総務部長

この用地購入等の際に、前回の議決案件の際にも委員のほうから用地の有効活用と周辺市道の将来的なことも検討をしながら、用地は可能な限り購入をというような御要望もいただいておりますことから、現時点での設置に関しては、当然でありますけど、ぎりぎりに建てるような方向性は持ち合わせておりません。

ただ、周辺道路の整備に関しましては、全体的なこの地域の在り方も含めて再検討をする必要がありますので、用地は当然残しておりますが、現時点での方向性の決定には至っておりません。

以上でございます。

○河村委員

要望も出しておったんですが、測量が済んだら今、建てる場所について大方の選定が済んだんじゃないかと、こう思うので、今の北側の家屋が市道にびっちりある、張りついていますので、そういう意味では、通常その中央線、センターラインが入るような市道にしっかり取っていただくということはお願いをしておきたいと思っておりますし、当然、歩道も併せて一緒に設置をされないと、緊急車両の出入りについて結構、万が一のこともないようなことに対応をしていただきたらと思います。

それから、入札のところで、随意契約の入札が随分たくさんありまして、普通の入札

についても随分変わっていましたが、発注方法についていろいろ今まで注文をつけてきたことがあるんですが、下水道のところで合特法、合特法で随意契約というのがあるんですが、ちょっと説明してもらっていいですか。

○渡辺入札監理課長

今、河村委員のほうから合特法についての御質問をいただきましたが、合特法につきましては、法律で従来そのし尿処理の関係に従事していた業者のそういった業務の件数が、長年にわたって減少してきたことを踏まえて、こういった合特法というものが制定され、合特法の規定によりその許可エリアを限定した上で、ここの地域についてはこの業者でなければできないというような、計画をもとに、合特法に基づいた実施をしているところでございます。

○小田総務部長

今、課長のほうから説明をさしていただきました合特法の関係については、環境部所管になりますので、法律に基づく合特法の取扱いについては、入札監理課で詳細まで今ここで答えできる資料を持ち合わせておりませんので、再度整理をさせましてから御報告を差し上げたいと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。

○河村委員

環境部のほうの委員会でやるというのもわかるんですが、実際の入札業務がやっておられるところなのでちょっと触れてみたんですが、合特法そのものは昭和40年代の話で、50年もたってから何を今さらと、当時の話でいけば、し尿のくみ取り車の現車補償、あるいは人員削減の補償相当分を皆やってきた状況の中で、なおかつ指名機会を増やす、そういった対応をずっとしてきたわけですが、このところそれをまた新たにして随意契約まで結ぶというのはどうもちょっと過ぎているんじゃないかなと、要は入札の在り方の問題なんで、そのあたりについてはしっかり議論をしていただけたらと思います。

それから、光市の障害者の雇用率といいますか、今、事業所によって随分設定があったと思うんですが、現状を教えてくださいいいですか。

○加川総務課長

光市役所の障害者の法定雇用率ということでございますと、直近では令和2年6月1日時点の数字がございまして、こちらは2.78%でございます。

なお、令和2年6月1日時点の法定雇用率は2.5%でありますので、こちらは上回っているという状況でございます。

以上です。

○河村委員

それから、国土強靱化地域計画を今回定めるというふうになっておるんですが、あらましというか、年度始まったので、あらましの方針等について固まったと思うんですが、

話せる範囲内でちょっとお話しいただけますか。

○小熊防災危機管理課長

国土強靱化の地域計画につきましては、まず、策定支援業務の業者選定のほうを2月に行いまして、3月に契約を締結しております。現在、業者との打ち合わせを行いながら計画の素案を作成しているといったような状況でございますので、今現時点で具体的にお示しすることができる内容というのは特段ございません。すみません。

以上でございます。

○河村委員

ごめんなさい。コンサルに発注をしてということなんだと思うんですが、コンサルに発注するのに何についてという、要は詳細がないと発注できんことない。

○小熊防災危機管理課長

すみません。今回、策定支援業務においては、本市のほうで国土強靱化地域計画を策定しようとするに当たりまして、リスクシナリオの選定、それから、脆弱性の評価、それから、KPIの設定等、こういったこと等を定めていくといったような内容になります。

また、これに伴いまして策定に当たるパブリックコメント等の実施に当たりましての事務的な支援といったものを併せての業務委託でございます。

以上でございます。

○河村委員

最近の傾向でもあるんですが、ほとんどその計画物がコンサルなので、まず、ある程度自分らで考えて、何をつくるという目的を明確にした上で、コンサルに詳細についてはお願いするというのが普通のやり方なので、もうちょっと、もうちょっとちゅうのは、例えば国のほうで国土強靱化計画をつくってインフラ整備をもっと進めるんだというその話があるんで、じゃ、うちの中でインフラ整備に乗らんにやいけんところはまだ残っちゃうんかいねと、そういうふうな目標も実は一緒にセットじゃろうと思うんです。

単なる文書を作りゃあええという話じゃないんで、その辺のお考えをお持ちですか。

○小熊防災危機管理課長

まず、国土強靱化の地域計画につきましては、これは市・町の個別計画等における強靱化に係る部分に関する指針性を有するものでございまして、発災後の様々なリスクを想定し、平時における道路や河川など強靱化に関連する分野のハード面の施策、こういったものを中心に包括的に取りまとめる計画でございますので、個別具体の事業まで定めるものではございません。

内容としては、そういった形になろうかと考えております。

以上でございます。

○小田総務部長

議員仰せの関係を少しかみ砕いてお答えをさせていただきますと、議員仰せのように関係課が膨大にわたっております。行政機能とか消防防災であれば総務課とか、防災危機管理課も入りますし、当然、住宅、都市環境、こうしたものも入りますし、産業エネルギー関係というものを、都市基盤に係る全ての事柄に近い、言い方は悪いんですが、国庫補助事業のつながりに関するものは拾い上げていくと。

ただ、個別、それで総合的な強靱化に必要なメニューを、光市にとって可能性のあるメニューを拾い出していくのが主な作業になってまいりと思います。

具体的に、それじゃどこを優先順位にやっていくとかいうことに関しては、それぞれの所管で持っております個別の整備計画に基づいて実施をしていくというのが基本とされておりますので、この強靱化計画の中でその優先順位をつけることまでは想定をいたしておりません。

以上でございます。

○河村委員

わからんことはないんですが、いいでしょう。

それから、高規格救急車というのを今回購入するようになっておるんですが、通常、今何台じゃったですかね、5台、4台ですか、おる中で、市道ばかりじゃないんですね。ちゅうのは、大きい道路ばかりでない、路肩も安定した道路ばかりでなくて、前にもちょっと注文ついたのが、入れなかったと。

通常は点検といいますか、年に1回とか、通れるかどうかという確認をされているんだと思うんですが、余りにも規格が大き過ぎるとそこへ行けないんで、古いやつが軽いといいますか、重量がなければそういったところへ回しよっても、最終的には皆、全部が重たい重量に、救急車そのものが皆重とうなるんでね、そういったところの全体的な対応の仕方は、今回の導入に当たってどんなんですかね。

○中原消防担当課長

高規格救急自動車について御質問をいただきました。委員からいろいろとお示しいただきましたけれども、全ての道にそういった救急車が侵入できるとは限りませんので、基本的には近くまでは行きますけれども、救急車の中にストレッチャー、これは人力で搬送できるものですけれども、そういったものをして患者の場所に向かうということで、道の調査はしておりますけれども、全ては通れないということで御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○河村委員

わかっちゃうんですよ、やり方については。

そうじゃなくて、今までずっと通りよったけれども、たまたまそのときに暗かったから通れなかったのか、何で通れなかったのはわからんのですが、要は、高規格の中身はよくわかりませんが、車両の幅は、幅員を変えるわけいかないので、重量が増えたりするんですね、田舎のほうに行くと、重量が増えるだけで通行するのに支障があるところもあるので、もし何じゃったら、そういったところの点検みたいなものはどういう形でされるんですかね。

○赤星消防担当部長

以前にも御質問をいただいたことがあります。点検につきましては、できる限り車両で光市全体を網羅しようとしておりますし、狭隘なところにつきましては歩いて、全て歩いて隊員が全て確認をしているような状況であります。

車両につきましても、確かに御心配されていらっしゃるよう大型化しておりますけど、光の消防にあります車両は大型の救急車というわけではありませんので、普通の規格の救急車であります。

まだ坂道が多い都市とかになりますと、横浜等々では軽の救急車というのもありますから、そこまで導入は考えておりませんが、できる限り点検を踏まえて迅速に現場に到着できるような努力はしておりますので、引き続きしっかり地理調査等々は進めてまいります。

以上でございます。

○森戸委員

今、点検の話があったのでお尋ねをしてみるんですが、道路等の点検とは違って、例えば、防火水槽、ありますよね。これ1基造るのに四、五百万円ぐらいかかっていると思いますけど、今どのぐらいの数があるって、要は老朽化ですかね、コンクリートの構造物だと思いますので、四、五十年とかになると、やはり劣化をしたり、ひびが来たり、そういう状況になってくると思うんですが、どういった状況ですか。

恐らく点検をされていると思いますが、更新をしていかなきゃならないとか、そういうことが今求められているのか、その辺のところはわかれば教えていただけたらと思います。

○中原消防担当課長

防火水槽についての御質問をいただきました。防火水槽につきましては、委員御承知のとおり緊急時に使いますので、全ての防火水槽を点検しております。水槽の破損状況とか水量の確認をしてまいるんですけれども、年に1回は必ず回るようにしております。

その中で9件ほどちょっと漏水があるよという報告は受けております。

以上でございます。

○赤星消防担当部長

若干補足させていただきます。

委員御質問の古くなったらどうするのかという御心配だろうと思います。

現在、光市内には129の防火水槽がございますが、二次製品という、要するにFRPでできたものもありますし、かなり古いものになりますと現場打ちのコンクリでできたものもあります。確かに今、課長が申しあげましたように9件というのは、現場でコンクリ打ちをしたものがやはり漏水になっているようなものが若干ございます。

そのあたり踏まえまして今後、整備も含めて修理に力を注いで、現状を維持していくということに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。どのぐらい資金需要が出てくるのかなという観点で聞いてみただけなので、長寿命化といいますか、延命化といいますか、そういう方向性ということでございますので、よろしく願います。

以上です。

○小林委員

それでは、私のほうからは防災について2点ほど御質問をさせていただきます。

まず1点目につきましては、今回の定例会の中でも防災情報システムとかいろんなことを聞かさせていただいたんですが、今回、例えば島田川に設置をされております水位計とかカメラ、こういうもので収集したデータというものをどういうふうに分して、避難情報の発令に活用しているのかというところについてまず1点目お聞かせください。よろしく願います。

○小熊防災危機管理課長

まず、島田川の洪水に係る避難情報の発令につきましては、河川管理者であります山口県のほうが、警戒すべき水位の基準として、観測局ごとに設定をしております水防団待機水位、それから、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位の4つの段階がございます。基本的には、これに基づいて判断をするということになってまいります。

少し具体的に申し上げますと、観測地点は、市内では島田観測局と下林観測局の2か所ございます。観測地点以外の水位の変化や流水速度等に関しましては、県を含めた4基のカメラ映像、それから、職員による観測局以外の地点も含めた現地確認や、現場からの映像などを参考にしております。

また、御承知のとおり本市は島田川の下流域に属しておりますことから、周南市の土手、それから、岩国市の筏場など、上流域の水位、こういったものはもとより、流域周辺や島田川に流入する支川周辺の降雨量、それから、水位変化等を加味する必要がございますし、さらには中山川ダムの状況、河口部においては潮位の変化等も勘案しなければなりません。

こうした個別のデータに加えて、島田川に関しては山口県の洪水予報河川のほうに指定をされておりますので、下関気象台と山口県が共同で発表いたします氾濫警戒情報や

氾濫危険情報なども踏まえて、島田川ハザードマップに基づき氾濫の想定範囲を定め、その地域に避難指示等の避難情報を発令するといったようなことになってまいります。以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。非常にわかりやすい説明で、私自身もその4つの水位のところがあつたということをよく理解できていなかったのて、そこについてすごく理解を深めることができました。

それと、山口県と連携してしっかりと情報を集約をしているということも理解できましたし、それをしっかりと分析をした上で避難誘導のところに活用されているということも理解ができました。

その上で、ひとつ要望としては、やはりしっかりとこういう状況というところを判断された場合には、なるべく早く市民のほうに避難のほうを誘導していただけたらというふうに思います。

それと、2点目なんですがつ、災害時、あるいは災害の恐れがあつたとき、島田川の水系の中山川ダムのことについてなんですがつ、状況というものを迅速、そして適切に把握する必要があつたというふうに私考えております。例えば、ダムがオーバーフローするなど緊急事態の情報連絡体制について確認をさせてください。よろしくお願ひいたします。

○小熊防災危機管理課長

災害時の中山川ダムに係る緊急的な情報ということにつきましては、管理者であります県のほうで定めております中山川ダムの操作規則に基づきまして、岩国土木事務所の中山川ダム管理事務所のほうから関連する県の各部署、それから、ダム及び中山川の所在地である岩国市、そして、中山川が島田川に合流する地点より下流域となります周南市及び光市、それから、流域を管轄する警察・消防のほうへ伝達をされることになっております。

伝達される内容といたしましては、洪水調節の開始と終了、それから、異常洪水、先ほど議員さんのほうでオーバーフローというふうなお話をされましたが、これに係る異常洪水の予告と開始で、本市につきましては、防災危機管理課のほうへファクスにより伝達をされることになっております。

このうちダムの最大容量を超えることを意味いたします異常洪水に関しましては、周南土木事務所長と総務部長の間で構築をしておりますホットラインにおいても伝達をされるというふうな格好になっております。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。非常に連絡体制というところも、総務部長というところと周南土木事務所のところとしっかりと連携が取れているということで、そこも安心をしました。

その上で、こういう事象というところを、やはり市民の皆さんというところがよくまだ理解をされていない方もおられますので、何らかの形でこういうところを、私もしっかりと市民の方には周知をしていきますが、ぜひ、市のほうでも既にされていると思いますが、引き続き周知のほうもよろしく願いいたします。

それともう1点、教育について質問をさせていただきます。

今現在、市職員のニーズに沿った形で個別最適化した人材育成に取り組まれるというふうに認識をしておりますが、令和3年度における研修内容というところと、新たに導入される研修があれば、その点についてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

令和3年度の研修内容についてのお尋ねをいただきました。本市における職員への研修につきましては、光市人材育成基本計画に基づきまして、総務課において実施する研修に加え、各部局において所掌する事務の遂行に必要な知識や能力、あるいは技術などを習得するための個別研修を展開しているところでございます。

総務課において実施する研修につきましては大別して2点ございまして、1点目は職責を果たすために必要な階層別の研修、2点目は職員として必要な資質や能力の向上を目的とする個別の研修でございます。こうした研修を山口県ひとづくり財団が主催する研修を活用したり、市独自で実施したりしております。

令和3年度につきましては、階層別研修では、新規採用職員や係長級、課長級といった職員を対象とした研修を11件実施しまして、88人の受講を予定しております。

また、個別研修では、地方自治法講座や防災研修といった基礎・実務能力の向上に資する研修、自治体経営改革講座や法制執務講座といった政策形成能力の向上に資する研修、コーチング講座や接遇研修といったコミュニケーション能力の向上に資する研修、メンタルヘルス、ラインケア研修や公務員倫理研修といったマネジメント能力の向上に資する研修、こういった能力の向上を目的に40件の研修に述べ約500人の職員の受講を予定しております。

お尋ねの新たに導入する研修についてですが、今年度、現行の人材育成基本計画の全面改定に併せ女性活躍を推進していくための計画を策定することとしておりまして、現在、若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げて取り組んでいるところでございます。こちらの計画の策定と併せまして女性活躍推進のための研修を展開することとしております。

少し具体的に申し上げますと、係長級職員を対象とした女性活躍推進における国の中核を担っておられます独立行政法人国立女性教育会館による研修、管理職を対象とした女性が活躍する組織に向けて先進的な取組をされている株式会社丸久、この2件を予定しております。

これまで職員ニーズに基づいた研修として、山口県ひとづくり財団が主催する個別研修のうち一定の研修について公募を行うなどしておりますけれども、先ほども申しあげました計画策定に係るプロジェクトチームにおいても研修等に関する意見を集約することとしておりますことから、こうした職員ニーズに沿った研修についても次期計画に反

映することでさらに実効性の高い研修としてまいりたいと考えております。
以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。しっかりと総務として職員にして、職員に必要な資質の向上を目指したような教育、あるいは、例えば業務を通じてグループが、部門がやっているような教育というところと、個人の、個別の研修をやっているということも理解できました。

その上で500人の方が研修を受けられていて、それに応じてしっかりと人材育成も取り組まれているということも理解ができました。

さらには、女性の活躍推進というところに今フォーカスを当てて、若手のプロジェクトということで、非常に新しい取組ではございますので、ぜひそこについても引き続き注力をしていただけたらというふうに思います。

やはり、私、この人材育成のところにごくフォーカスを当てているのが、職員の方たちのやっぱりレベルアップというところは、非常にやられているということは理解できていますが、ただ、年々業務の難易度というところ、社会から動向が変わっていく中でやっぱり業務が変わってきてくる、複雑化してくるというところも踏まえていくと、やはり、年々人材育成というところもある程度のベースがあるものの、少し変革というか、変更もしていかなければならないというふうに考えています。

ですので、やはり職員のニーズというところと、社会の同行を踏まえて、適切なしっかりと人材育成を引き続きやっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。